



第108期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月27日（火曜日）
午後2時（受付開始 午後1時）

開催場所

東京都港区元赤坂2-2-23
明治記念館 2階「富士の間」

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く）8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名
選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締
役1名選任の件

テルモ株式会社

証券コード 4543

株主の皆さまへのお願い

新型コロナウイルスの感染状況およびご自身の健康状態をご考慮いただき、ご来場についてご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

本定時株主総会に出席される株主さまは、ご体調や感染リスク回避も勘案のうえ、マスク着用の要否をご判断くださいますよう、お願い申し上げます。

※本年より当社製品展示および健康セミナーを再開いたします。

ご挨拶

次の100年に向かって新たに歩み始める

株主の皆さまには、日頃よりテルモグループの事業活動にご理解、ご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

テルモは、「医療を通じて社会に貢献する」という企業理念のもと、それぞれの時代に社会が医療に求める課題と正面から向き合い、医療の進化に貢献してまいりました。昨年、私たちは企業理念に基づく長期の方向性を示すものとして、「医療の進化」と「患者さんのQOL向上」に貢献することを内容としたパーパスを制定しました。コロナ禍において、新型コロナウイルス感染症の予防と治療のために幅広く活動させていただいたこと自体、テルモのパーパスにかなうものでした。今後も、感染症対策には粘り強く取り組んでまいります。医療は今、大きな変化の途にあり、医療現場には複雑かつ難しい課題が数多く存在します。これからもテルモは、確かな品質をベースに、最新のテクノロジーを最大限に駆使し、医療現場の新しい課題に価値あるソリューションを提供し続けてまいります。

テルモは、パーパスにかなった事業活動を展開することにより、社会と調和した形で持続的な成長を目指します。株主の皆さまには、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2023年6月

左：代表取締役会長

高木 俊明

右：代表取締役社長CEO

佐藤 慎次郎



企業理念

医療を通じて社会に貢献する

私たちは、医療の分野において価値ある商品とサービスを提供し、医療を支える人・受ける人双方の信頼に応え、社会に貢献します。

コアバリューズ

Respect（尊重） — 他者の尊重

私たちは、アソシエイト、お客様、そしてビジネスパートナーに対して敬意と感謝の気持ちをもって接します。多様な文化や個性を理解し、異なる意見や社会の声にも広く耳を傾け、自らの成長に繋げていきます。

Integrity（誠実） — 企業理念を胸に

私たちは、人々のいのちや健康に関わる企業のアソシエイトとして、常に、誠実に使命感をもって行動します。日々努力し、全てのステークホルダーとの間に、確かな信頼を築いていきます。

Care（ケア） — 患者さんへの想い

私たちは、自らの活動が、患者さんにつながっていることを常に忘れず行動します。医療に携わる人々を深く理解することに努め、患者さんのより良い未来の実現とともに支えていきます。

Quality（品質） — 優れた仕事へのこだわり

私たちは、安全と安心の医療を提供するために、常に現場視点で課題を捉え、解決策を見つけ出します。製品品質のみならず、供給やサービスなど、全ての活動におけるクオリティーの向上を徹底的に追求します。

Creativity（創造力） — イノベーションの追求

私たちは、未来に挑戦する風土を大切にし、好奇心と情熱をもって取り組みます。医療現場のニーズを的確に捉え、価値ある製品やサービスを最適なタイミングで届けていきます。

*テルモでは共に働く仲間という意味を込めて社員を「アソシエイト」と呼んでいます。



資料提供: 学校法人北里研究所

北里柴三郎博士

テルモは、第一次世界大戦の影響で輸入が途絶えた体温計を国産化するために、北里柴三郎博士をはじめとする医師らが発起人となり、1921年に設立されました。

目次

ご挨拶	1
企業理念	2
招集ご通知	3
議決権行使のご案内	5
株主総会参考書類	7
事業報告	20
連結計算書類	51
計算書類	53
監査報告	55

招集ご通知

証券コード4543
2023年6月5日
(電子提供措置の開始日 2023年6月1日)

株 主 各 位

東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目44番1号

テルモ株式会社

代表取締役社長CEO 佐藤 慎次郎

第108期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第108期定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませよう、お願い申し上げます。また、本株主総会参考書類等につきましては、株主さまからの書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおりの書面をご送付しております。

■ 当社ウェブサイト

https://www.terumo.co.jp/investors/stocks/shareholders_meeting

■ 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認ください。

■ 株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://s.srdb.jp/4543/>

また、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2023年6月26日（月曜日）午後5時45分**までに、議決権を行使くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、本株主総会の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイトに掲載いたします。

敬具



インターネットによる議決権の行使

5ページに記載の「インターネットによる議決権行使」をご覧のうえ、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

議決権行使サイト：<https://evote.tr.mufig.jp/>



郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に賛否を表示のうえ、ご返送ください。

記

日 時	2023年6月27日（火曜日）午後2時（受付開始 午後1時）
場 所	明治記念館2階「富士の間」 東京都港区元赤坂2-2-23
目的事項	報告事項 1. 第108期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第108期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
議決権の行使について	郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効といたします。議決権行使書の各議案について賛否の表示がされていない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

- 書面交付請求された株主さまへご送付している書面には、法令および当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。

1. 会社の新株予約権に関する事項	5. 連結持分変動計算書
2. 業務の適正を確保するための体制	6. 連結計算書類の連結注記表
3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況	7. 株主資本等変動計算書
4. 会社の支配に関する基本方針	8. 計算書類の個別注記表
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、議決権行使書用紙をご持参いただいても、株主ではない代理人あるいは同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 当日は、役員および会場係員が軽装にて対応いたしますので、ご了承賜りますよう、お願い申し上げます。

当社ウェブサイト：https://www.terumo.co.jp/investors/stocks/shareholders_meeting

以 上

議決権行使のご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますよう、お願い申し上げます。なお、議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

1

インターネットによる議決権行使



当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、以下いずれかの方法により行使期限までに賛否をご入力ください。

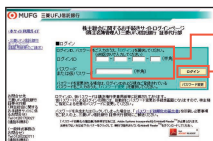
行使期限 **2023年6月26日（月曜日）午後5時45分まで**

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

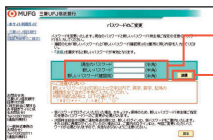
- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ※ 1 午前2時から午前5時までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- 2 インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- 3 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

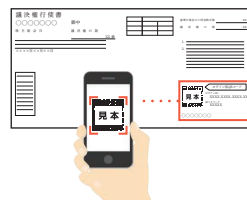
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027

(通話料無料／受付時間 午前9時から午後9時まで)

QRコードを読み取る方法

※議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

2



郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示のうえ、ご返送ください。
 なお、各議案について賛否の表示がされていない場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 **2023年6月26日（月曜日）午後5時45分到着分まで**

議決権行使書用紙のご記入方法等のご案内

議決権行使書
 ○○○○○○ 御中
 株主総会日 議決権の数 XX 股
 ××××年××月××日

議案に対する賛否

議案	賛	否
第1号議案		
第2号議案		
第3号議案		
第4号議案		
第5号議案		

当株主総会のご所有株式数 XX 株
 議決権の数 XX 股

1. _____
 2. _____

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
 仮パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇

→ こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1・2・5号議案

- 賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 反対の場合 ▶ 「否」の欄に○印

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 ▶ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者の選任に反対の場合 ▶ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

→ インターネットによる議決権行使に必要な、ログインIDと仮パスワードが記載されています。

インターネットと郵送により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効といたします。

3



株主総会へのご出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参ください。

開催日時 **2023年6月27日（火曜日）午後2時（受付開始 午後1時）**

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆さまへの適切な利益配分を経営の重要課題のひとつと捉えており、安定的に配当を増やすという方針を掲げています。

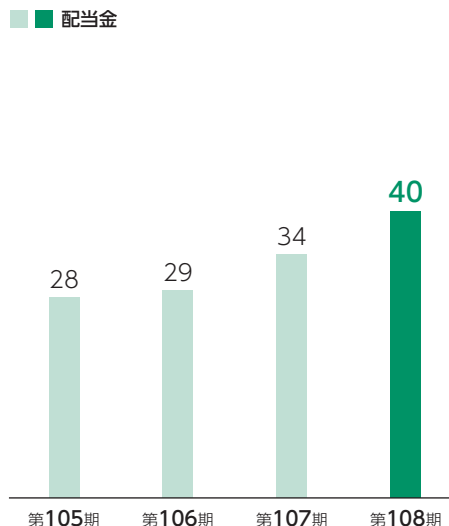
当期の期末配当金につきましては、1株につき21円といたしたく存じます。これにより、中間配当金19円を加えた年間配当金は、前期に比べ6円増配の1株につき40円となります。

1 配当財産の種類 金銭

2 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき 金21円 配当総額 金15,636,760,293円

3 剰余金の配当が効力を生じる日 2023年6月28日（水曜日）

配当金の推移 (円)



第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

2021年6月16日に施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、上場会社において場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められました。

当社といたしましては、感染症拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の皆様の利益にも照らして適切ではないと取締役会が決定したときには、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第13条に第2項を新設するものがあります。

株主総会の開催方法の決定にあたりましては、開催の都度、株主の皆様の権利を最優先とし、感染症や自然災害等の状況を踏まえ、取締役会により慎重に決定いたします。

なお、本定款一部変更に関しては、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線部は変更部分を示しています。）

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株 主 総 会 (招集) 第13条 (条文省略) (新設)	第3章 株 主 総 会 (招集) 第13条 (現行どおり) <u>2 当会社は、感染症拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く）8名全員は任期満了となります。

つきましては、あらためて取締役（監査等委員である取締役を除く）8名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役選任についての監査等委員会の意見の概要は、以下のとおりです。

監査等委員以外の実業取締役の選任について、各候補者は指名委員会において、見識、経験、業績、能力等の要素から取締役として適任であるかどうか審議されており、その際には監査等委員である社外取締役2名が参加しています。監査等委員会は指名委員会の審議結果を受け、協議した結果、各候補者は取締役として適任であるとの結論に至りました。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりです。

番号	候補者氏名	候補者属性	現在の当社における地位・担当	在任年数	取締役会出席回数
1	たかぎ 高木 俊明	再任	代表取締役会長	13年	12/12回
2	さとう 佐藤 慎次郎	再任	代表取締役社長CEO	9年	12/12回
3	はたの 羽田野 彰士	再任	取締役専務経営役員/コーポレートアフェアーズ、法務コンプライアンス部門（CLOオフィス、法務室、コンプライアンス室、情報提供管理室）、情報戦略部、知的財産部、テルモメディカルプラネックス、テルモ・コールセンター	7年	12/12回
4	ひろせ 広瀬 和紀	再任	取締役常務経営役員/チーフマニュファクチャリングオフィサー（CMO）、品質・安全情報部門（品質保証部、安全情報管理部）、薬事・臨床開発部門（レギュトリーアフェアーズ、臨床開発部）、オペレーション部門（生産部、SCM推進室、調達部、環境推進室）	1年	9/9回
5	くにもと 国元 規正	新任	常務経営役員/企業価値推進部門（広報室、IR室、ブランド戦略室、サステナビリティ推進室、デザイン企画室）、人事部門（DE&I推進室、人事部、グローバル人事部、人財開発室）、国内営業本部	—	—
6	くろだ 黒田 由貴子	再任 社外 独立	社外取締役	5年	12/12回
7	にし 西 秀訓	再任 社外 独立	社外取締役	3年	12/12回
8	おざわ 小澤 敬也	再任 社外 独立	社外取締役	2年	12/12回

- ※ 1 次頁以降記載の各取締役候補者の所有する当社の株式数には、テルモ役員持株会における保有分が含まれています。なお、所有する当社の株式数は、2023年3月末時点のものです。
- 2 在任年数は、各候補者が当社の取締役就任からの年数（本定時株主総会終結の時まで）であります。
- 3 黒田由貴子、西秀訓および小澤敬也の各氏は、社外取締役候補者であります。
- 4 黒田由貴子、西秀訓および小澤敬也の各氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。
- 5 黒田由貴子、西秀訓および小澤敬也の各氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額です。
- 6 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填することとしています。（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）本保険の保険料は、全額を当社が負担しています。原案どおり各候補者の選任が承認された場合、各氏は上記役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- 7 各取締役候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
- 8 広瀬和紀氏の取締役会出席回数については、2022年6月22日の就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。
- 9 当社は、小澤敬也氏が名誉教授・客員教授を務める自治医科大学に対して一定の奨学寄付を行っておりますが、同大学における同氏の職責とは関係しないものです。同氏は同大学の運営には直接関与していないため、独立性を有する社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

1

たかぎ
高木としあき
俊明

1958年3月24日生

再任



所有する 当社の株式数	在任 年数	取締役会 出席回数
50,069 株	13 年	12/12 回

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1981年4月 当社入社
 2004年4月 愛鷹工場長
 2008年4月 愛鷹工場長、駿河工場長
 2008年6月 執行役員
 2009年6月 研究開発本部統轄
 2010年6月 取締役上席執行役員
 2013年6月 品質保証部、安全情報管理部管掌、環境推進室管掌
 2015年4月 テルモ・コールセンター担当
 2015年7月 チーフクオリティオフィサー（CQO）
 2016年4月 取締役常務執行役員
 2017年4月 生産部担当、調達部担当
 2018年4月 取締役専務執行役員
 知的財産部担当、テルモメディカルプラネックス担当
 2020年4月 レギュラトリーアフェアーズ、情報提供管理室、臨床開発部、SCM推進室管掌、CIOオフィス、情報戦略部管掌
 2021年4月 研究開発推進部担当
 2022年4月 代表取締役会長（現在）

取締役候補者とした理由

これまで当社チーフクオリティオフィサー（CQO）、生産部管掌等を歴任し、2022年より代表取締役会長を務め、企業価値向上に貢献しております。豊富な業務経験・知見に基づき、取締役会議長として取締役会を主催・運営して当社の経営を適切に監督し、また、対外的活動によりブランド向上に貢献する等、今後もテルモグループのさらなる発展を牽引することが期待できることから、引き続き選任をお願いするものであります。

2

さとう
佐藤しんじろう
慎次郎

1960年7月19日生

再任



所有する 当社の株式数	在任 年数	取締役会 出席回数
73,725 株	9 年	12/12 回

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1984年4月 東亜燃料工業(株)（現ENEOS(株)）入社
 1999年2月 朝日アーサーアンダーセン(株)（現PwC Japan グループ）入社
 2004年6月 当社入社
 2010年6月 執行役員 経営企画室長
 2011年10月 心臓血管カンパニー統轄
 2012年6月 上席執行役員
 2014年6月 取締役上席執行役員
 2015年4月 取締役常務執行役員
 2017年4月 代表取締役社長CEO（現在）

取締役候補者とした理由

これまで当社経営企画室長、心臓血管カンパニープレジデント等を歴任し、2017年より代表取締役社長CEOを務め、企業価値向上に貢献しております。豊富な業務経験・知見に基づき、当社の経営管理・事業運営、および取締役としての経営の監督を公正・的確に遂行してグローバルでのテルモグループ全体の業績向上を牽引し、今後もテルモグループのさらなる発展を牽引することが期待できることから、引き続き選任をお願いするものであります。

3

は た の
羽田野 しょうじ
彰士

1959年7月27日生

再任



略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1983 年 4 月 当社入社
 2009 年 6 月 執行役員 秘書室長、広報室長
 2011 年 10 月 経営企画室長
 2012 年 6 月 上席執行役員 経営企画室長、広報室、デザイン企画室担当
 2015 年 4 月 常務執行役員
 2016 年 4 月 ホスピタルカンパニー（現メディカルケアソリューションズカンパニー）プレジデント
 2016 年 6 月 取締役常務執行役員
 2020 年 4 月 コーポレートアフェアーズ（現在）、法務・コンプライアンス室、営業管理部（現国内営業本部）、テルモ・コールセンター（現在）、調達部掌管、広報室、IR室、ブランド戦略室、サステナビリティ推進室、デザイン企画室、環境推進室担当
 2022 年 4 月 取締役専務経営役員（現在）、企業価値推進部門、国内営業部門
 2023 年 4 月 法務コンプライアンス部門（CLOオフィス、法務室、コンプライアンス室、情報提供管理室）、情報戦略部、知的財産部、テルモメディカルプラネックス（現在）

所有する 当社の株式数	在任 年数	取締役会 出席回数
26,138 株	7 年	12/12 回

取締役候補者とした理由

これまで当社広報室長、経営企画室長、ホスピタルカンパニー（現メディカルケアソリューションズカンパニー）プレジデント等を歴任し、2022年より取締役専務経営役員を務め、企業価値向上に貢献しております。豊富な業務経験・知見に基づき、グローバル経営基盤のさらなる整備、企業価値推進等の事業運営、および取締役としての経営の監督を公正・的確に遂行し、今後もテルモグループのさらなる発展を牽引することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

4

ひろ せ
広瀬 かずのり
和紀

1964年1月11日生

再任



略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1986 年 4 月 当社入社
 2013 年 1 月 甲府東工場長
 2014 年 4 月 ホスピタルカンパニー基盤医療器事業オペレーション部門バイスプレジデント
 2016 年 4 月 執行役員
 2017 年 4 月 ホスピタルカンパニーオペレーション部門部門長
 2018 年 4 月 ホスピタルカンパニーS&OP推進室長
 2019 年 1 月 生産部長
 2019 年 4 月 上席執行役員、チーフマニュファクチャリングオフィサー（CMO）（現在）、SCM推進室担当
 2020 年 4 月 調達部担当
 2022 年 4 月 常務経営役員、品質・安全情報部門（品質保証部、安全情報管理部）、薬事・臨床開発部門（レギュラトリアフェアーズ、臨床開発部）、オペレーション部門（生産部、SCM推進室、調達部、環境推進室）（現在）、知的財産部
 2022 年 6 月 取締役常務経営役員（現在）

所有する 当社の株式数	在任 年数	取締役会 出席回数
13,371 株	1 年	9/9 回

取締役候補者とした理由

これまでチーフマニュファクチャリングオフィサー（CMO）、生産部長等を歴任し、2022年より取締役常務経営役員を務め、企業価値向上に貢献しております。豊富な業務経験・知見に基づき、グローバルでの生産・品質保証体制のさらなる向上等の事業運営および取締役としての経営の監督を公正・的確に遂行し、今後もテルモグループのさらなる発展を牽引することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

5

くにもと
国元のりまさ
規正

1963年7月4日生

新任



略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1987年4月 当社入社
 2011年10月 秘書室長
 2018年4月 執行役員 秘書室長
 2018年7月 執行役員 東欧・ロシア・中東・アフリカ地域代表
 2022年4月 経営役員 欧州・中東・アフリカ地域統轄
 2023年4月 常務経営役員 企業価値推進部門（広報室、IR室、ブランド戦略室、サステナビリティ推進室、デザイン企画室）、人事部門（DE&I推進室、人事部、グローバル人事部、人材開発室）、国内営業本部（現在）

所有する 当社の株式数	在任 年数	取締役会 出席回数
15,581 株	一 年	一 回

取締役候補者とした理由

これまで秘書室長、欧州・中東・アフリカ地域統轄等を歴任し、2023年より常務経営役員を務め、企業価値向上に貢献しております。豊富な業務経験・知見に基づき、グローバルでのガバナンス向上や事業運営のさらなる推進および取締役としての経営の監督を公正・的確に遂行して、今後もテルモグループのさらなる発展を牽引することが期待できることから、選任をお願いするものであります。

6

くろだ ゆきこ
黒田 由貴子

1963年9月24日生

再任

社外

独立



略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1986年4月 ソニー(株)（現ソニーグループ(株)）入社
 1991年1月 (株)ピープルフォーカス・コンサルティング代表取締役
 2010年6月 アステラス製薬(株)社外監査役
 2011年3月 (株)シーエーシー（現(株)CAC Holdings）社外取締役
 2012年4月 (株)ピープルフォーカス・コンサルティング取締役・ファウンダー（現在）
 2013年6月 丸紅(株)社外取締役
 2015年6月 三井化学(株)社外取締役
 2018年6月 当社社外取締役（現在）
 (株)セブン銀行社外取締役（現在）
 2022年6月 (株)大林組社外取締役（現在）
 2022年8月 日本オラクル(株)社外取締役（現在）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等

豊富な経営者経験および長年にわたるグローバルでの人材・組織コンサルティング経験で培われた見識等を当社の経営およびその監督に引き続き活かしていただきたいため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。同氏が選任された場合は、指名委員会、報酬委員会、コーポレート・ガバナンス委員会の委員として、当社の役員候補者の選定、役員報酬等の決定、コーポレート・ガバナンス関連事項の審議に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

所有する 当社の株式数	在任 年数	取締役会 出席回数
733 株	5 年	12/12 回

7

にし ひでのり
西 秀訓

1951年1月6日生

再任

社外

独立



略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1975年4月 カゴメ㈱入社
 2000年6月 同社取締役
 2005年6月 同社取締役常務執行役員
 2008年6月 同社取締役専務執行役員
 2009年4月 同社代表取締役社長
 2014年1月 同社代表取締役会長
 2014年6月 長瀬産業㈱社外取締役
 2016年3月 カゴメ㈱取締役会長
 2019年6月 不二製油グループ本社㈱社外取締役（現在）
 2020年6月 当社社外取締役（現在）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等

豊富な経営者経験および長年にわたる海外事業経験・マーケティング経験で培われた見識等を当社の経営およびその監督に引き続き活かしていただきたいため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。同氏が選任された場合は、指名委員会、報酬委員会、コーポレート・ガバナンス委員会の委員として、当社の役員候補者の選定、役員報酬等の決定、コーポレート・ガバナンス関連事項の審議に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

所有する 当社の株式数	在任 年数	取締役会 出席回数
1,567 株	3 年	12/12 回

8

おざわ けいや
小澤 敬也

1953年2月23日生

再任

社外

独立



略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1977年3月 東京大学医学部医学科卒業
 1985年3月 米国NIH留学（Fogarty Fellow：～1987年）
 1990年9月 東京大学医科学研究所 助教授
 1994年11月 自治医科大学 血液医学研究部門 教授
 1998年2月 自治医科大学 血液学講座 主任教授
 1998年4月 自治医科大学 分子病態治療研究センター 遺伝子治療研究部 教授
 2014年4月 東京大学医科学研究所 附属病院長、遺伝子・細胞治療センター長、先端医療研究センター 遺伝子治療分野 教授
 自治医科大学 免疫遺伝子細胞治療学（タカラバイオ）講座 客員教授
 自治医科大学 名誉教授・客員教授（現在）
 日本医療研究開発機構（AMED）プログラムスーパーバイザー（現在）
 2018年6月 日本医療研究開発機構（AMED）プログラムオフィサー（現在）
 2018年10月 自治医科大学 遺伝子治療研究センター シニアアドバイザー（現在）
 2021年6月 当社社外取締役（現在）
 2023年4月 自治医科大学 難治性疾患遺伝子細胞治療開発講座 客員教授（現在）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等

遺伝子治療、細胞治療、血液内科学における研究業績をはじめとした専門知識、また、東京大学医科学研究所附属病院長、同遺伝子・細胞治療センター長等を歴任され、当該団体の実務執行に携わられたことにより培われた豊富な経験を当社の経営およびその監督に引き続き活かしていただきたいため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。同氏が選任された場合は、指名委員会、報酬委員会、コーポレート・ガバナンス委員会の委員として、当社の役員候補者の選定、役員報酬等の決定、コーポレート・ガバナンス関連事項の審議に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

所有する 当社の株式数	在任 年数	取締役会 出席回数
493 株	2 年	12/12 回

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員は任期満了となります。
つきましては、あらためて監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案の提出については予め監査等委員会の同意を得ています。
監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

番号	候補者氏名	候補者属性	現在の当社における地位・担当	在任年数	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数
1	しばざき 柴崎 たかのり 崇紀	再任	取締役（常勤監査等委員）	2年	12/12回	13/13回
2	なかむら 中村 まさいち 雅一	再任 社外 独立	社外取締役（監査等委員）	4年	12/12回	13/13回
3	うの 宇野 そういちろう 総一郎	再任 社外 独立	社外取締役（監査等委員）	4年	12/12回	13/13回

- ※1 次頁以降記載の各取締役候補者の所有する当社の株式数には、テルモ役員持株会における保有分が含まれています。なお、所有する当社の株式数は、2023年3月末時点のものです。
- 2 在任年数は、各候補者が当社の取締役に就任してからの年数（本定時株主総会終結の時まで）であります。
- 3 中村雅一および宇野総一郎の両氏は、社外取締役候補者であります。
- 4 中村雅一氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、宇野総一郎氏が再任された場合、東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定です。
- 5 柴崎崇紀、中村雅一および宇野総一郎の各氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額です。
- 6 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填することとしています。（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）本保険の保険料は、全額を当社が負担しています。
- 原案どおり各候補者の選任が承認された場合、各氏は上記役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- 7 中村雅一氏が社外監査役を務めている住友重機械工業㈱およびそのグループ会社において、2018年9月以降、品質管理における不適切行為が発覚しました。同氏は、日頃から社外監査役として内部統制体制の整備やコンプライアンス機能の強化に注力しており、当該事案の判明後は、取締役会において発生原因や影響について聴取するとともに、改善案の妥当性についての報告を受ける等、再発防止の徹底に向け、職務を適切に遂行しております。
- 8 中村雅一氏が社外取締役（監査等委員）を務めているSCSK㈱において、同社の元社員による顧客情報の不正取得・不正利用の事実が発覚しました（2021年3月発表）。同氏は、社外取締役（監査等委員）として、情報セキュリティルールの遵守を含むコンプライアンスの徹底について、従前より同社取締役会で提言を行っており、発覚後においても、再発防止策を含む本件事実への対応について助言を行い、その実施状況について注視し適宜報告を求める等、職務を適切に遂行しております。
- 9 中村雅一氏は、SCSK㈱の社外取締役（監査等委員）を務めておりますが、2023年6月開催予定の同社定時株主総会終結の時を以て退任の予定であります。
- 10 各取締役候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

1

しばざき
柴崎たかのり
崇紀

1961年12月25日生

再任



略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社
 2005年7月 泰尔茂医療産品（杭州）有限公司 第1工場長
 2007年9月 経営企画室 次長
 2008年10月 泰尔茂医療産品（杭州）有限公司 董事長兼総経理
 2014年4月 執行役員
 2014年7月 SCM推進室長
 2016年4月 泰尔茂（中国）投資有限公司 董事長兼総経理
 2017年4月 上席執行役員、中国地域代表
 2021年6月 取締役（常勤監査等委員）（現在）

所有する 当社の 株式数	在任 年数	取締役会 出席回数	監査等 委員会 出席回数
16,860 株	2 年	12/12 回	13/13 回

監査等委員である取締役候補者とした理由

これまで当社SCM推進室長、泰尔茂（中国）投資有限公司董事長兼総経理、中国地域代表等を歴任し、2021年より監査等委員である取締役に務め、企業価値向上に貢献しております。豊富な業務経験・知見に基づき、監査等委員である取締役として、グローバルでのグループ経営の監査・監督を公正・的確に遂行し、今後もテルモグループのさらなる発展を牽引することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

2

なかむら
中村まさいち
雅一

1957年1月9日生

再任

社外

独立



略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1983年10月 監査法人太田哲三事務所入所
 1999年5月 太田昭和監査法人社員
 2008年8月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）常務理事
 2014年7月 同法人代表社員副理事長
 2016年9月 中村雅一公認会計士事務所代表者（現在）
 2017年6月 住友重機械工業㈱社外監査役（現在）
 SCSK㈱社外取締役（監査等委員）（現在）
 2019年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現在）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等

公認会計士としての専門的な知見および豊富な経験を有しており、これらの知見・経験を当社の経営およびその監督に引き続き活かしていただきたいため、社外取締役にとしての選任をお願いするものであります。また、上記の理由により監査等委員である社外取締役にとしての職務を適切に遂行できると判断しております。同氏が選任された場合は、指名委員会、報酬委員会、コーポレート・ガバナンス委員会の委員として、当社の役員候補者の選定、役員報酬等の決定、コーポレート・ガバナンス関連事項の審議に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

所有する 当社の 株式数	在任 年数	取締役会 出席回数	監査等 委員会 出席回数
1,831 株	4 年	12/12 回	13/13 回



略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

1988年4月 長島・大野法律事務所（現長島・大野・常松法律事務所）入所
弁護士登録
1993年11月 米国ニューヨーク州司法試験合格
1997年1月 長島・大野法律事務所（現長島・大野・常松法律事務所）パートナー弁護士（現在）
2004年6月 ソフトバンク㈱（現ソフトバンクグループ㈱）社外監査役（現在）
2018年6月 ㈱ドリームインキュベータ社外取締役（監査等委員）（現在）
2019年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現在）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等

日本および海外での弁護士としての専門的な知見および豊富な経験を有しており、これらの知見・経験を当社の経営およびその監督に引き続き活かしていただきたいため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。同氏が選任された場合は、指名委員会、報酬委員会、コーポレート・ガバナンス委員会の委員として、当社の役員候補者の選定、役員報酬等の決定、コーポレート・ガバナンス関連事項の審議に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

所有する 当社の 株式数	在任 年数	取締役会 出席回数	監査等 委員会 出席回数
0 株	4 年	12/12 回	13/13 回

(ご参考) 株主総会後の取締役のスキル・マトリックス

		社内取締役						社外取締役				
		高木	佐藤	羽田野	広瀬	国元	柴崎	黒田	西	小澤	中村	宇野
取締役の 経験値	医療業界経験	●	●	●	●	●	●			●		
	財務経験・知識		●	●				●			●	
	営業マーケティング経験		●	●		●		●	●			
	技術・開発・薬事	●			●					●		
	事業責任の経験	●	●	●		●	●	●	●			
	上場会社CEOの経験有無		●						●			
	政府・業界対応	●		●			●		●	●		
	リスクマネジメント	●	●		●	●	●		●	●	●	●
	新規事業開拓の経験		●	●					●			
	海外経験		●	●	●	●	●	●	●	●		●
	環境・安全・品質	●		●	●	●						
取締役 経験	他社での就任状況							●	●		●	●
	当社での取締役就任時期	2010年 6月	2014年 6月	2016年 6月	2022年 6月	2023年 6月	2021年 6月	2018年 6月	2020年 6月	2021年 6月	2019年 6月	2019年 6月
多様性	年齢	65	62	63	59	59	61	59	72	70	66	60
	性別	男	男	男	男	男	男	女	男	男	男	男

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出については予め監査等委員会の同意を得ています。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

さかぐち
坂口

こういち
公一

1950年9月10日生

社外

独立

所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

- 1979年4月 弁護士登録 田宮・堤法律事務所入所
- 1985年4月 坂口・高中法律事務所設立（1998年4月 リーガルプラザ法律事務所に改称）
- 2000年9月 裁判官任官（東京地方裁判所判事）
- 2006年4月 水戸地方裁判所判事（部総括）
- 2012年8月 さいたま地方・家庭裁判所川越支部判事（支部長）
- 2013年9月 秋田地方・家庭裁判所（所長）
- 2015年11月 弁護士登録
加藤総合法律事務所（現銀河総合法律事務所）入所（現在）
- 2016年6月 森永製菓(株)社外監査役（現在）

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等

長年にわたり弁護士、裁判官として培われた法律知識を、監査等委員である社外取締役に就任された場合に当社の経営およびその監督に活かしていただきたいため、補欠の監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

- ※1 坂口公一氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
- 2 坂口公一氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
- 3 坂口公一氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額です。
- 4 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填することとしています。（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）本保険の保険料は、全額を当社が負担しています。坂口公一氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は上記役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- 5 坂口公一氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

以 上

1 | 当社グループの現況

(1) 事業の経過および成果

当期は、新型コロナウイルス感染症の影響によりサプライチェーンに不安定感が残ったものの、医療現場はパンデミックのダメージから着実に回復しました。その結果、主要ビジネスは成長軌道へ回帰、為替（円安）の追い風もあり、売上収益は前期比16.6%増の8,202億円となりました。営業利益は、マクロ環境悪化の影響を受けて、製品価格の値上げや費用支出の抑制に努めましたが、前期比1.2%増の1,173億円にとどまりました。なお、親会社の所有者に帰属する当期利益は前期比0.6%増の893億円でした。

新たな5カ年成長戦略「GS26」の一年目となる当期は、今後の成長ドライバーとなるべき事業や製品で好スタートを切ることができました。心臓血管カンパニーにおいては、中核事業であるTIS事業で、患者さんのQOL向上を目的にしたカテーテル治療が全身血管へと拡大していることを受けて、アクセス領域の売上が順調に拡大しました。一方、治療デバイスの領域では、血管事業の胸部ステントグラフト「RelayPro」、人工血管と自己拡張式ステントグラフトを組み合わせた「Thoraflex Hybrid」を米国市場において相次いで販売を開始しました。これらの製品は、大動脈治療手術における患者さんの負担軽減と早期退院を可能にする点で拡大が期待されています。メディカルケアソリューションズカンパニーにおいては、製薬会社を顧客としたソリューション型ビジネスとして期待されるファーマシューティカルソリューション事業が一層拡大しました。新製品として、協和キリン株式会社と共同開発した「ジーラスタ®皮下注3.6mgボディーポッド」が同社より発売されました。このボディーポッドは、化学療法を受ける患者さんの通院負担軽減を目的に開発されました。患者さんは化学療法実施日にボディーポッドを医療機関で装着することで、約27時間後に薬剤が自動投与される仕様になっています。翌日以降に当該薬剤の投与を受ける予定がある場合、通院する手間を省くことが可能になります。血液・細胞テクノロジーカンパニーにおいては、血漿分画製剤の需要が拡大していることを背景に、血漿イノベーション事業が新たに立ち上がりました。当社が開発した新しい血漿採取システム「Rika」は、ドナーと採血業務に関わる医療従事者双方にとっての負担を軽くするとともに、原料血漿採取プロセス全体の効率向上が期待されています。

これら成長を全社的に支えるものとして、今年度はグローバルオペレーションの高度化とグローバル人財戦略の推進にも注力しました。

グローバルオペレーションの高度化については、グローバル生産戦略の一環として、中米コスタリカの生産能力を拡大しました。コスタリカは医療機器産業の集積地として発展を遂げており、電力の95%を水力などの再生可能エネルギーで賄う環境先進国でもあります。最大の医療機器市場である米国との距離も近く、GS26はもちろん、持続的成長に欠かせない生産能力の拡大と安定供給の要になることを期待しています。

グローバル人財戦略の推進については、Diversity（多様性）、Equity（公平性）、Inclusion（包摂性）（以下、DE&I）のある組織文化をさらに推進することを目指して昨年度に制定したテルモグループ共通の「DE&I フィロソフィー」、同じくDE&Iに関する行動や判断の基準として設けた「DE&I ガイディングプリンシプル」に沿い、多様なアソシエイトが一体感を持ち活躍できる組織を作るための、様々な活動をグローバルにはじめました。また、世界中的アソシエイトが、新しいことに挑戦することで、個人としても会社としても成長できる環境作りを目的として、「Growth Mindset（自分が持っている能力や才能は、生まれつきのものではなく、経験や努力によって成長できるという考え方）」の向上に向けた取り組みを全社ではじめました。

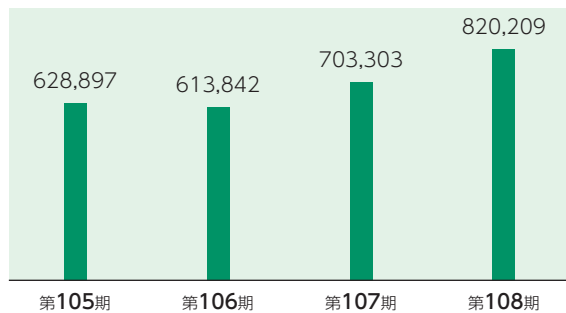
■ 財産および損益の状況

区分		第105期 (2019年度)	第106期 (2020年度)	第107期 (2021年度)	第108期 (2022年度)
		2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2022年4月1日から 2023年3月31日まで
売上収益	(百万円)	628,897	613,842	703,303	820,209
営業利益	(百万円)	110,611	98,386	115,960	117,332
税引前利益	(百万円)	106,466	97,060	114,501	116,137
当期利益	(百万円)	85,037	77,200	88,813	89,325
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	85,211	77,268	88,813	89,325
基本的1株当たり当期利益	(円)	113.96	102.33	117.45	119.00
資本合計	(百万円)	754,883	856,662	1,012,313	1,111,063
資産合計	(百万円)	1,241,355	1,351,192	1,473,693	1,602,225
ROE (親会社所有者帰属持分当期利益率)	(%)	11.7	9.6	9.5	8.4
ROA (資産合計当期利益率)	(%)	7.2	6.0	6.3	5.8

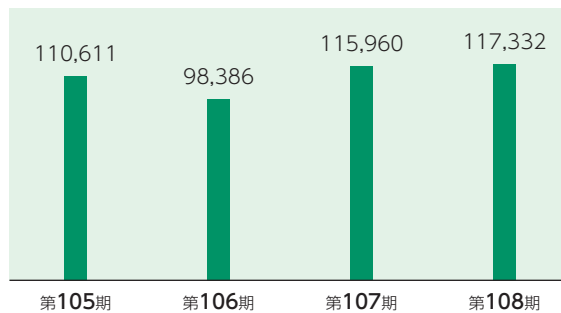
(参考) 調整後営業利益 第107期 134,441百万円 第108期 138,025百万円

- ※1 基本的1株当たり当期利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて計算しております。
- 2 ROEは、以下のとおり算出しています。
親会社の所有者に帰属する当期利益 ÷ 親会社所有者帰属持分 (期首・期末の平均)
- 3 ROAは、以下のとおり算出しています。
親会社の所有者に帰属する当期利益 ÷ 資産合計 (期首・期末の平均)

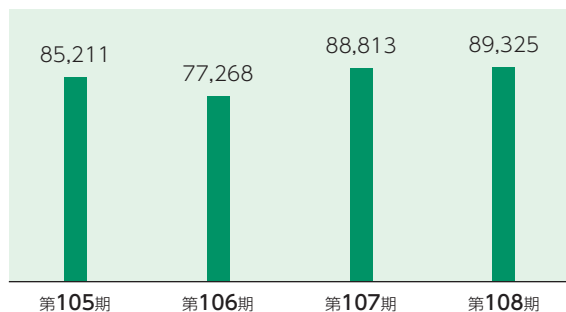
売上収益 (百万円)



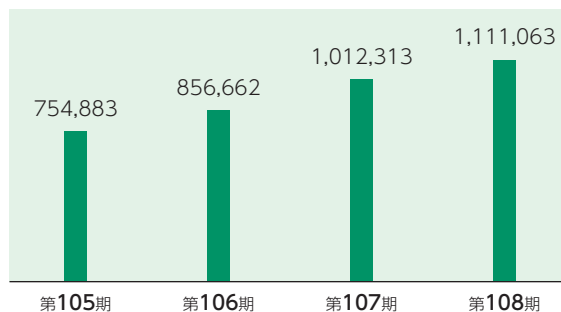
営業利益 (百万円)



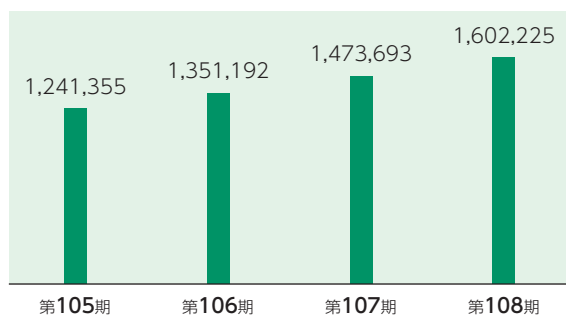
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)



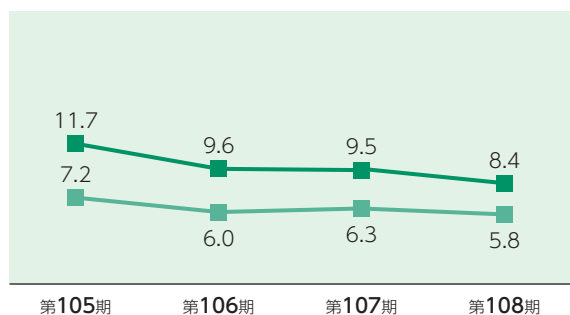
資本合計 (百万円)



資産合計 (百万円)

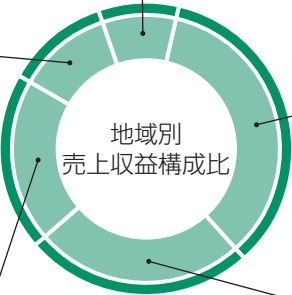
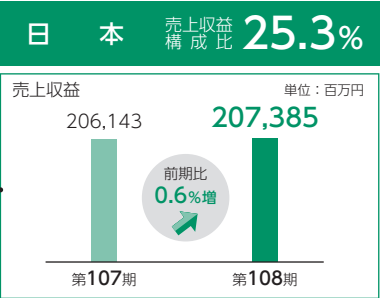
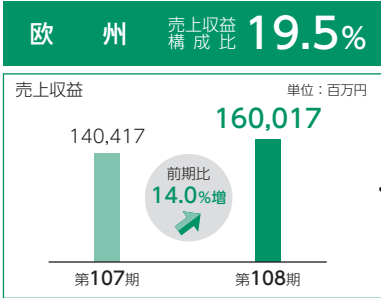
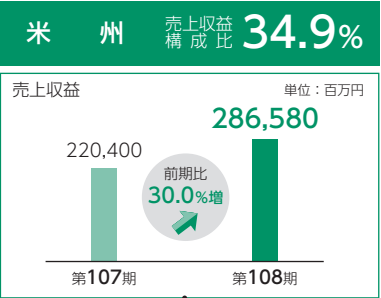
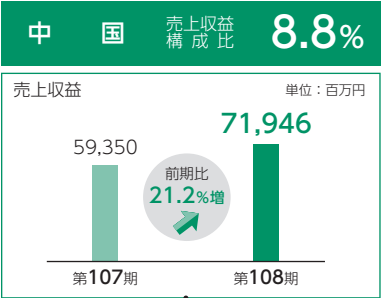
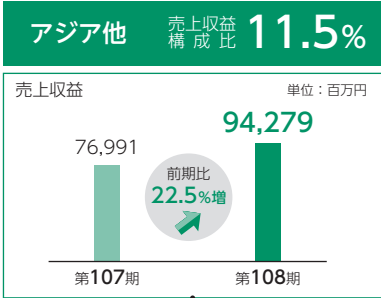


ROE・ROA (%)



地域別売上収益

区分	第107期 (2021年度) 2021年4月1日から2022年3月31日まで		第108期 (2022年度) 2022年4月1日から2023年3月31日まで		前期比増減 (%)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
日 本	206,143	29.3	207,385	25.3	0.6
欧 州	140,417	20.0	160,017	19.5	14.0
米 州	220,400	31.3	286,580	34.9	30.0
中 国	59,350	8.4	71,946	8.8	21.2
アジア他	76,991	10.9	94,279	11.5	22.5
合 計	703,303	100.0	820,209	100.0	16.6



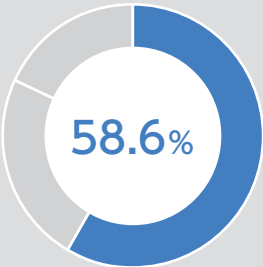
心臓血管カンパニー

海外では、医療需要の順調な回復と成長軌道への回帰が見られ、複数の新製品が寄与した血管事業を中心に、全事業が好調でした。日本では、新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響を受け、需要の減少が見られたものの、薬剤溶出型冠動脈ステントや胸部大動脈ステントグラフト等の新製品が売上を伸ばし、増収となりました。その結果、心臓血管カンパニーの売上収益は前期比21.0%増の4,806億円となりました。

売上収益(億円)



売上収益構成比



主要取扱品目

区分	主要取扱品目
TIS（カテーテル）事業	血管造影用ガイドワイヤー、血管造影用カテーテル、イントロデューサーシース、大腿動脈穿刺部止血デバイス、PTCA用バルーンカテーテル、冠動脈ステント、末梢動脈疾患治療用ステント、超音波画像診断装置、血管内超音波カテーテル 他
ニューロバスキュラー事業	脳動脈瘤治療用コイル・ステント・袋状塞栓デバイス、虚血性脳梗塞治療用吸引カテーテル・除去デバイス 他
カーディオバスキュラー事業	人工肺、人工心臓装置 他
血管事業	人工血管、ステントグラフト



胸部大動脈ステント
「RelayPro」



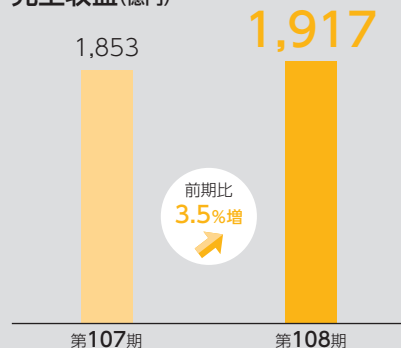
胸部用フローゼン
エレファントトランク
「Thoraflex Hybrid」

メディカルケアソリューションズカンパニー

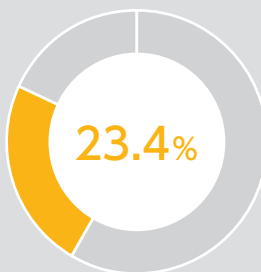
主要な市場である日本においては、新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響を受けましたが、ホスピタルケアソリューション事業の癒着防止材が牽引しました。また、製薬企業との提携ビジネスであるファーマシューティカルソリューション事業の売上は、グローバルで好調に推移しました。

その結果、メディカルケアソリューションズカンパニーの売上収益は前期比3.5%増の1,917億円となりました。

売上収益(億円)



売上収益構成比



主要取扱品目

区分	主要取扱品目
ホスピタルケアソリューション事業	シリンジ（注射筒）、輸液ポンプ、シリンジポンプ、輸液セット、輸液剤、腹膜透析液、鎮痛剤、栄養食品、癒着防止材 他
ライフケアソリューション事業	血糖測定システム、ペン型注入器用注射針、インスリンポンプ、電子血圧計、電子体温計 他
ファーマシューティカルソリューション事業	プレフィルドシリンジ製剤製造受託、製薬企業向け製品(薬剤充填用シリンジ、医薬品同梱用注射針) 他



薬剤充填用注射器
「PLAJEX」



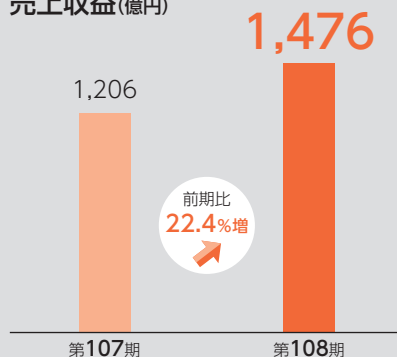
留置針
「サーフローZERO」

血液・細胞テクノロジーカンパニー

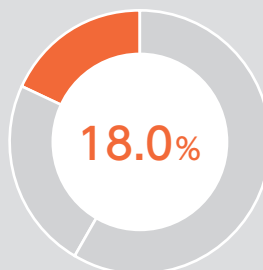
海外では、アジア他における輸血需要の回復や、北米における成分採血装置の好調な需要が牽引し、大幅な増収となりました。日本では、血液センター向け製品において、血液バッグの需要が減少し、減収となりました。

その結果、血液・細胞テクノロジーカンパニーの売上収益は前期比22.4%増の1,476億円となりました。

売上収益(億円)

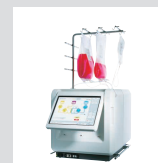


売上収益構成比



主要取扱品目

区分	主要取扱品目
血液・細胞テクノロジー	血液バッグ、成分採血システム、血液自動製剤システム、病原体低減化システム、遠心型血液成分分離装置、細胞増殖システム 他



細胞増殖システム
「Quantum」



原料血漿採取システム
「Rika」

■ 研究開発の成果

■ 心臓血管カンパニー

TIS事業では、米国において2つの臨床試験の結果を発表しました。手首の動脈からのアクセス（ラジアル手技）によって行う、下肢カテーテル治療（R2P、Radial to Peripheral）と腹部カテーテル治療（R.A.V.I.、Radial Access for Visceral Intervention）の臨床試験です。R2Pの臨床試験では、R2Pは入院日数の短縮や合併症の低減をもたらすことが示唆され、結果の詳細は、2022年9月に米国で行われたカテーテル治療学会Transcatheter Cardiovascular Therapeutic（TCT）で発表されました。R.A.V.I.の臨床試験では、多くの腹部カテーテル治療において、従来から行われてきた太ももの動脈からアクセスする手技に代わり、ラジアル手技が第一選択になりうることが示されました。研究内容は、2023年3月に開催された、米国最大級のインターベンショナル・ラジオロジー（画像下治療）の学会であるSociety of Interventional Radiology（SIR）にて発表されました。

血管事業では、胸部大動脈用ステントグラフト「RelayPro」の適応が拡大され、従来の胸部大動脈瘤への適応に加えて、日本と米国において胸部大動脈解離、米国において外傷性胸部大動脈解離への適応を取得しました。RelayProは、ステントグラフトを収納して血管内を運ぶデリバリーシステム（シース）を細径化したことで、血管アクセスがしやすくなり、簡便な操作が期待できる製品です。

■ メディカルケアソリューションズカンパニー

ホスピタルケアソリューション事業では、留置針の新モデル「サーフローZERO」を日本で発売しました。独自開発した「3D針」を採用し、穿刺時に血管を捉えやすい針のデザインと、血管確保を視認できる仕組み「OKフラッシュ」を搭載することで、留置成功率の向上を目指しています。

ライフケアソリューション事業では、日本で販売中の持続血糖測定器「Dexcom G6 CGMシステム」の保険適用区分に、「C150 血糖自己測定器加算」が追加されました。これにより、糖尿病の病型に関わらず、インスリン自己注射を1日に1回以上行っている全ての方に、保険診療下でDexcom G6をご利用いただくことができるようになりました。本製品は、Dexcom社（米国）が開発・製造しており、テルモは2018年に同社と提携、持続血糖測定器の日本での独占販売権を取得しています。

ファーマシューティカルソリューション事業では、協和キリン株式会社と共同開発したコンビネーション製品「ジーラスタ®皮下注3.6mgボディーポッド」が日本で発売されました。ジーラスタ®皮下注3.6mgは、薬剤の投与が自動で行われるため、がん化学療法と同日に使用することで、翌日に投与するための通院が不要となり、患者さんの通院負担と医療従事者の業務負担の軽減に繋がることが期待されています。

■ 血液・細胞テクノロジーカンパニー

細胞・遺伝子治療分野のプロセス開発から商業生産までをサポートするバイオリアクター「Quantum Flex Cell Expansion System」を米国で発売しました。Quantum Flexを使用することで、開発者は、製造に使用すると同じプラットフォーム上で初期のプロセス開発を完了させ、細胞が増殖するための培養環境を作り出すことができます。早期のプロセス開発により、臨床試験の後期段階におけるコストや予期せぬプロセス逸脱のリスクを低減できる可能性があります。

米国コロラド州オーロラにあるCSL Plasma社（米国）の血漿採取センターで、原料血漿採取システム「Rika」を使用した、初のドナーからの血漿採取が完了しました。Rikaは、2022年3月にFDA認証を取得した原料血漿採取システムで、拡大する血漿分画製剤の需要に応えることを目的に開発されました。現在、Rikaは限定上市の段階で、今後、米国にある他のCSL Plasmaの血漿採取センターへシステムを順次導入する予定です。また、血漿採取センターの運営業務を支援するソフトウェアなどを通して一連のプロセスの効率を向上し、原料血漿採取に革新をもたらすエコシステムを提供していくことを目指します。

■R&D部門

カンパニーや事業の枠を超えた全社的な連携を推進するR&D部門では、自社開発による戦略的ポートフォリオの構築や競争優位の源泉となるコア技術の深化・応用展開に加え、必要技術獲得のための外部投資やオープンイノベーション（社外との連携）にも取り組んでいます。2022年度は、5カ年成長戦略「GS26」で掲げている、技術軸のCenter of Excellence（CoE、組織を横断する取り組みを継続的に行う際に中核となる部門）を導入しました。技術CoEのメンバーがあらゆる開発テーマに横断的に参画することで、全社の技術やノウハウを蓄積・発展させながら開発の成功確率やスピードの向上を図ります。

加えて、デジタルトランスフォーメーション（DX）については、2021年4月に発足したDX推進室が、各カンパニーやオペレーション部門が進めるDX関連プロジェクトに関する情報を集約し、その連携を促すなど、「事業創出のDX」と「オペレーションのDX」の2つを推進しています。2022年度には、グローバルの経営役員が集まるGlobal Leadership Meetingを「One Terumo DX」をテーマに開催しました。また四半期に一度、全社的なDXの方向性を定めるためのDXディレクション会議の開催を開始。全社的な協働を促し、各プロジェクトをより強力に推進する体制を構築しました。

(2) 対処すべき課題

2023年度は、医療需要は成長軌道に回帰してきており、欧米に加えて中国、日本においても売上収益の拡大が見込まれます。マクロ環境は一部で好転する兆しが見える一方、依然、原材料価格や電気・ガス等のエネルギー関連費用のさらなる高騰など厳しさが続くと思われています。このような環境下において、業績予想については、価格政策のさらなる見直し（値上げ）や費用の効率的な運用、コスト削減策の前倒しなどあらゆる対策も盛り込みました。一方で成長が見込まれる分野では、生産能力の拡大を中心とする設備投資を着実に進め、成長機会を失することのないように積極的に取り組みます。また、医療従事者の不足や業務効率化の推進など、医療現場の課題にも向き合いながら、新たな価値・ソリューションを発想・提供する事業の拡大・創出を進めてまいります。

企業経営としては厳しい環境にありますが、これを機会であると捉え、企業価値の向上にも積極的に取り組みます。昨年度に打ち出した4つの施策、M&Aの積極化、収益性改善の加速、資本政策の強化、そしてサステナビリティ経営の推進です。サステナビリティ経営については、サステナビリティ委員会を4月に発足、GS26において掲げたESG・CSVの重点テーマにおける具体的指標の設定とその実行の後押しを担います。具体的指標は管掌する役員の業績報酬にも連動する仕組みを入れ、その実効性をさらに高めていきます。

■ 連結業績予想について

(単位：百万円)

	2023年3月期 業績	2024年3月期 業績予想	増減額	増減率（％）
売上収益	820,209	854,000	33,790	4.1
調整後営業利益	138,025	151,000	12,974	9.4
調整後営業利益率（％）	16.8	17.7	—	—
営業利益	117,332	132,500	15,167	12.9
営業利益率（％）	14.3	15.5	—	—
親会社の所有者に帰属する当期利益	89,325	101,000	11,674	13.1

2023年3月期実績レート：1ドル＝135円、1ユーロ＝141円

2024年3月期想定レート：1ドル＝130円、1ユーロ＝145円

※当社の開示資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報および合理的であると判断する一定の前提に基づいており、当社としてその実現を約束する趣旨のものではありません。様々な要因により、実際の業績等が変動する可能性があることをご承知おきください。実際の業績に影響を与えうる重要な要素には、当社の事業領域を取り巻く経済情勢、為替レートの変動、競争状況などがあります。

(3) 主要な事業内容

当社グループは医薬品、再生医療等製品、各種ディスポーザブル医療用器具、医療用機械等の製造販売を行っており、主要取扱品目は24ページ～26ページののとおりです。

(4) 設備投資の状況

当期の設備投資総額は758億円です。主な設備投資の状況は次のとおりです。

- 1) 当期中に完成した主要設備：テルモBCT社 原料血漿採取関連の工場竣工
- 2) 建設中の主要設備：テルモ株式会社甲府工場内にCDMO※等生産体制強化のための新棟関連
テルモBCT社 原料血漿採取関連の生産設備他

※CDMOは、Contract Development and Manufacturing Organizationの略称です。テルモのCDMOは製薬企業とのパートナーシップを通じて、薬剤充填デバイスの設計から商用製造まで一貫してサポートするソリューションビジネスです。

(5) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額 (億円)
株式会社三菱UFJ銀行	776
株式会社みずほ銀行	764
シンジケートローン※	480

※シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行および株式会社三菱UFJ銀行を幹事とするものです。

(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

1) 当社グループの状況

従業員数※	前期末比増減
(名)	(名)
30,207	+1,913

※従業員数は就業人員数であり、当社グループからグループ外への出向者、および派遣社員等は除いています。

2) 当社の状況

従業員数※ 1	前期末比増減	平均年齢※ 2	平均勤続年数※ 2
(名)	(名)	(歳)	(年)
5,457	+80	40.5	16.3

※ 1 従業員数は就業人員数であり、当社から社外への出向者、および派遣社員等は除いています。

2 平均年齢、および平均勤続年数の算出に際しては、当社正社員分のみで算出しています。

(8) 主要な営業所および工場ならびに重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

1) テルモ株式会社

本 社	社 会	東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目44番1号
本 社 事 務 所		東京オフィス（東京都新宿区）
研 究 所		湘南センター（神奈川県足柄上郡中井町）
工 場		富士宮工場（静岡県富士宮市）、愛鷹工場（静岡県富士宮市）、 甲府工場（山梨県中巨摩郡昭和町）、MEセンター（静岡県駿東郡長泉町）
国 内 販 売 拠 点		[支店] 札幌、東北、新潟、宇都宮、松本、埼玉、東関東、東京、多摩、横浜、静岡、名古屋、 金沢、京都、大阪、神戸、岡山、広島、四国、福岡、鹿児島、沖縄

2) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
テルモヨーロッパN.V.	ベルギー	295,600千ユーロ	100%	心臓血管カンパニーおよびメディカルケアソリューションズカンパニーに関する製品の製造・販売
テルモアメリカスホールディング, Inc.	アメリカ	3,855,592千米ドル	100%	米州子会社の統轄
テルモメディカルCorp.	アメリカ	272,016千米ドル	100%	心臓血管カンパニーおよびメディカルケアソリューションズカンパニーに関する製品の製造・販売
マイクロベンション, Inc.	アメリカ	589,598千米ドル	100%	心臓血管カンパニーに関する製品の製造・販売
テルモBCTホールディングCorp.	アメリカ	1,352,360千米ドル	100%	テルモBCTグループ子会社の統轄
テルモBCT, Inc.	アメリカ	951,863千米ドル	100%	血液・細胞テクノロジーカンパニーに関する製品の製造・販売
テルモBCTヨーロッパN.V.	ベルギー	126,319千ユーロ	100%	血液・細胞テクノロジーカンパニーに関する製品の製造・販売
泰尔茂（中国）投資有限公司	中国	1,820,493千人民元	100%	中国子会社の統轄
テルモアジアホールディングスPte. Ltd.	シンガポール	30,127千シンガポールドル	100%	アジア地域（中国以外）販売子会社の統轄

※当社の出資比率は子会社による間接所有を含んでいます。

(9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

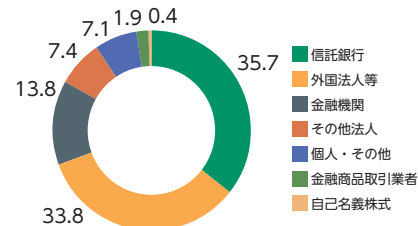
該当事項はありません。

2 当社の現況

(1) 株式の状況（2023年3月31日現在）

- 1) 発行可能株式総数 3,038,000,000株
- 2) 発行済株式の総数 747,682,540株
- 3) 株主数 59,004名
- 4) 大株主（上位10名）

株式所有者別の状況（％）



株主名	持株数	持株比率
	(千株)	(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	167,396	22.5
株式会社日本カस्टディ銀行（信託口）	77,634	10.4
第一生命保険株式会社	31,889	4.3
明治安田生命保険相互会社	24,422	3.3
公益財団法人テルモ生命科学振興財団	14,720	2.0
株式会社みずほ銀行	12,859	1.7
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	11,477	1.5
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	10,721	1.4
全国共済農業協同組合連合会	10,653	1.4
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	10,477	1.4

- ※ 1 持株比率は、自己株式（3,074,907株）を控除して計算しています。
- 2 第一生命保険株式会社の持株数には、同社が退職給付信託に係る株式として拠出している株式6,000千株（株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 第一生命保険口 再信託受託者 株式会社日本カस्टディ銀行」であり、その議決権行使の指図権は第一生命保険株式会社が留保しています。）が含まれています。
- 3 株式会社みずほ銀行の持株数には、同社が退職給付信託に係る株式として拠出している株式10,159千株（株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カस्टディ銀行」であり、その議決権行使の指図権は株式会社みずほ銀行が留保しています。）が含まれています。

5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く)	31,322株	5名
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く)	一株	一名
監査等委員である取締役	一株	一名

(2) 会社役員の状況

1) 取締役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	高 木 俊 明	
代表取締役社長CEO	佐 藤 慎次郎	
取締役 専務経営役員	羽田野 彰 士	コーポレートアフェアーズ、法務・コンプライアンス室、企業価値推進部門（広報室、IR室、ブランド戦略室、サステナビリティ推進室、デザイン企画室）、国内営業部門（国内営業本部、テルモ・コールセンター、情報提供管理室）
取締役 常務経営役員	西 川 恭	チーフヒューマンリソースオフィサー（CHRO） 人事部門（ダイバーシティ推進室、人事部、グローバル人事部、人財開発室）、情報戦略部、アジア・インド地域、テルモメディカルプラネックス
取締役 常務経営役員	広 瀬 和 紀	チーフマニュファクチュアリングオフィサー（CMO） 品質・安全情報部門（品質保証部、安全情報管理部）、薬事・臨床開発部門（レギュトリアアフェアーズ、臨床開発部）、オペレーション部門（生産部、SCM推進室、調達部、環境推進室）、知的財産部
社 外 取 締 役	黒 田 由貴子	(株)ビーブルフォーカス・コンサルティング 取締役・ファウンダー (株)セブン銀行 社外取締役 (株)大林組 社外取締役 日本オラクル(株) 社外取締役
社 外 取 締 役	西 秀 訓	不二製油グループ本社(株) 社外取締役
社 外 取 締 役	小 澤 敬 也	自治医科大学 名誉教授・客員教授 自治医科大学 遺伝子治療研究センター シニアアドバイザー 日本医療研究開発機構（AMED）プログラムスーパーバイザー 日本医療研究開発機構（AMED）プログラムオフィサー
取 締 役 (常勤監査等委員)	柴 崎 崇 紀	
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	中 村 雅 一	中村雅一公認会計士事務所 代表 住友重機械工業(株) 社外監査役 SCSK(株) 社外取締役（監査等委員）
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	宇 野 総一郎	長島・大野・常松法律事務所 パートナー弁護士 ソフトバンクグループ(株) 社外監査役 (株)ドリームインキュベータ 社外取締役（監査等委員）

- ※ 1 社外取締役黒田由貴子、西秀訓、小澤敬也、中村雅一および宇野総一郎の5氏が兼職している会社その他の法人等と当社との間には、特別な利害関係はありません。
- 2 社外取締役黒田由貴子、西秀訓、小澤敬也および中村雅一の4氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出しています。
- 3 社外取締役宇野総一郎氏は、東京証券取引所の定める独立役員としての要件を充たしていますが、所属事務所のルールから、独立役員としての届出は行っていない。
- 4 社外取締役中村雅一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。

2) 責任限定契約の概要

当社と非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役を含む経営役員および担当役員等を被保険者とし、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填することとしています。（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）本保険の保険料は、全額を当社が負担しています。

4) 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社はこれまで、取締役会等において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に相当する事項を決議・審議し、「テルモ コーポレート・ガバナンス基本方針」等に規定するとともに、対外的に開示しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は、本招集ご通知38ページ「テルモ コーポレート・ガバナンス基本方針」に記載の「2.コーポレート・ガバナンス体制 (11)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針」をご参照ください。

なお、2022年度における取締役の業績連動報酬（賞与）の決定プロセスおよび業績評価指標は下記のとおりであります。

賞与＝役位ごとの標準額×（全社業績指標達成度×ウエイト%＋個人別目標達成度×ウエイト%）

全社業績指標：連結売上収益、連結営業利益、ROICおよびROE（達成率に応じて評価係数が0～150%の範囲で変動）

個人別目標：5カ年成長戦略「GS26」達成に向け取り組むべき主要な施策や組織・人財の強化に向けた取り組み（達成状況に応じて評価係数0～100%の範囲で変動）

	全社業績のウエイト	個人別目標のウエイト
会長・社長	100%	0%
機能部門の責任を担う取締役 （専務・常務）	80%	20%
	期初予想	実績
売上収益	7,750億円	8,202億円
営業利益	1,320億円	1,173億円
ROIC	8.0%	6.8%
ROE	9.7%	8.4%

5) 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 取締役の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等 (賞与)	非金銭報酬等 (譲渡制限付株式)	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	556 (47)	292 (47)	140 (―)	124 (―)	9 (3)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	73 (31)	73 (31)	―	―	3 (2)
合計 (うち社外取締役)	630 (78)	366 (78)	140 (―)	124 (―)	12 (5)

- ※ 1 上記には、2022年6月22日開催の当社第107期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含めています。
- 2 当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬については、下記株主総会において、次のとおり決議されております。
- ①固定報酬、業績連動型賞与、株式報酬型ストック・オプション：年額7億円以内
(2019年6月21日開催の第104期定時株主総会。承認時における対象取締役8名、うち社外取締役3名。)
- ②譲渡制限付株式：年額2億円以内
(2019年6月21日開催の第104期定時株主総会。承認時における対象取締役5名。)
- 3 当社の監査等委員である取締役の報酬については、下記株主総会において、次のとおり決議されております。
- 監査等委員である取締役報酬：年額1億円以内
(2015年6月24日開催の第100期定時株主総会。承認時における対象取締役3名、うち社外取締役2名。)

6) 常勤の監査等委員の選定の有無およびその理由

当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部統制活動において重要な役割を担う内部統制部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、柴崎崇紀氏を常勤の監査等委員として選定しています。

7) 社外役員に関する事項

当期における主な活動状況

氏 名	地 位	主な活動状況および 社外取締役役期待される役割に関して行った職務の概要
黒 田 由貴子	社外取締役	当期開催の取締役会12回のうち12回に出席し、主に豊富な経営者経験や人材・組織コンサルティング経験の観点から意見を述べており、取締役会における公正・的確な経営の監督、意思決定に適切な役割を果たしています。また、報酬委員会およびコーポレート・ガバナンス委員会の委員長、指名委員会の委員として、次のとおり出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定、役員報酬等の決定、コーポレート・ガバナンス関連事項の審議等の過程における監督機能に貢献しています。
西 秀 訓	社外取締役	当期開催の取締役会12回のうち12回に出席し、主に豊富な経営者経験や海外事業経験・マーケティング経験の観点から意見を述べており、取締役会における公正・的確な経営の監督、意思決定に適切な役割を果たしています。また、指名委員会の委員長、報酬委員会およびコーポレート・ガバナンス委員会の委員として、次のとおり出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定、役員報酬等の決定、コーポレート・ガバナンス関連事項の審議等の過程における監督機能に貢献しています。
小 澤 敬 也	社外取締役	当期開催の取締役会12回のうち12回に出席し、主に医師としての専門知識、大学病院・センター長等の実務執行に携わったことにより培われた豊富な経験の観点から意見を述べており、取締役会における公正・的確な経営の監督、意思決定に適切な役割を果たしています。また、指名委員会、報酬委員会およびコーポレート・ガバナンス委員会の委員として、次のとおり出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定、役員報酬等の決定、コーポレート・ガバナンス関連事項の審議等の過程における監督機能に貢献しています。
中 村 雅 一	社外取締役 (監査等委員)	当期開催の取締役会12回のうち12回に出席し、また、監査等委員会13回のうち13回に出席しています。取締役会においては、主に公認会計士としての専門的見地と高い見識に基づき意見を述べており、取締役会における公正・的確な経営の監督、意思決定に適切な役割を果たしています。また、指名委員会、報酬委員会およびコーポレート・ガバナンス委員会の委員として、次のとおり出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定、役員報酬等の決定、コーポレート・ガバナンス関連事項の審議等の過程における監督機能に貢献しています。監査等委員会においては、主に公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保および経営の監視・監督の見地から意見を述べています。
宇 野 総一郎	社外取締役 (監査等委員)	当期開催の取締役会12回のうち12回に出席し、また、監査等委員会13回のうち13回に出席しています。取締役会においては、主に弁護士としての専門的見地と高い見識に基づき意見を述べており、取締役会における公正・的確な経営の監督、意思決定に適切な役割を果たしています。また、指名委員会、報酬委員会およびコーポレート・ガバナンス委員会の委員として、次のとおり出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定、役員報酬等の決定、コーポレート・ガバナンス関連事項の審議等の過程における監督機能に貢献しています。監査等委員会においては、主に弁護士としての豊富な経験と企業法務の幅広い見識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保および経営の監視・監督の見地から意見を述べています。

各委員会の出席状況

氏 名	指名委員会	報酬委員会	コーポレート・ ガバナンス委員会
黒 田 由貴子 西 秀 訓 小 澤 敬 也 中 村 雅 一 宇 野 総一郎	5 / 5 回	6 / 6 回	5 / 5 回

(3) 会計監査人の状況

1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

2) 報酬等の額

当社および子会社は、会計監査人に対し、以下の報酬等を支払っています。なお、下表①の報酬等の額について、監査等委員会は、前期の会計監査の遂行状況を評価し、当該期の監査計画の内容および報酬見積りの妥当性等を確認した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断したため、会社法第399条第1項および第3項の同意をしています。

	支払額
	(百万円)
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	133
②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	143

- ※ 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
- 2 有限責任あずさ監査法人は、KPMGインターナショナルの日本におけるメンバーファームであり、当社の全ての重要な子会社は、他のKPMGインターナショナルのメンバーファームの監査を受けています。

3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

会計監査人の再任の可否については、監査等委員会は毎期、会計監査人の適格性、独立性、監査の品質管理状況、および職務の遂行状況等を総合的に評価し、不再任が妥当と判断した場合、会計監査人の不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

(4) コーポレート・ガバナンス

当社は、社会から信頼される企業であり続けるため、取締役会において以下の「テルモ コーポレート・ガバナンス基本方針」を定めています。

「テルモ コーポレート・ガバナンス基本方針」

1. 総則

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

- ・テルモは、『医療を通じて社会に貢献する』を企業理念とします。その理念のもと、世界中のお客様、株主、社員、取引先、社会などのステークホルダーの期待に応え、長期にわたる持続的成長および企業価値の最大化を達成するために、価値ある商品とサービスを提供します。
 - ・企業理念を実現するため、世界中の全アソシエイトの行動の基礎となる共通の価値観、信念を次の5つにまとめ、コアバリューズとして制定します。
 - Respect（尊重）－他者の尊重
 - Integrity（誠実）－企業理念を胸に
 - Care（ケア）－患者さんへの想い
 - Quality（品質）－優れた仕事へのこだわり
 - Creativity（創造力）－イノベーションの追求
 - ・企業理念およびコアバリューズを基本に、経営の透明性・客観性を保ちつつ迅速な意思決定を実現するコーポレート・ガバナンスの仕組み作りを推進します。
 - ・株主との対話の推進等、ステークホルダーへのアカウンタビリティ（説明責任）を充実させることにより、社内外からの理解と信頼が継続して得られるよう努めます。
 - ・上記に加え、コーポレートガバナンス・コードを軸に、良き企業市民としてグローバルに活動する体制を構築します。
 - ・コーポレート・ガバナンス体制が実効を上げるには、自由闊達な、明るい、働きがいのある企業風土が不可欠であり、その風土の醸成に努めます。
- ※テルモでは共に働く仲間という意味を込めて社員を「アソシエイト」と呼んでいます。

(2) 本基本方針の制定・改廃

本基本方針の制定、廃止、および大幅な改定は、コーポレート・ガバナンス委員会による審議の上、取締役会決議によって行います。

2. コーポレート・ガバナンス体制

(1) 機関設計

テルモでは、次の事項をはじめ、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋げるとともに、それを通じて中長期での企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

- ① 監査・監督機能の強化
監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により、監査・監督機能のさらなる強化に繋がります。
- ② 経営の透明性と客観性の向上
独立社外取締役の比率を高めることにより、取締役会において、独立した立場から株主その他のステークホルダーの視点を踏まえた意見がより活発に提起されることを通じ、意思決定における透明性・客観性の向上を図ります。

- ③ 意思決定の迅速化
取締役・経営役員・担当役員への業務執行の権限委譲を進め、取締役会をモニタリング型にシフトすることで、意思決定・事業展開をより一層加速します。
加えて、経営の透明性と客観性を高めるため、指名委員会、報酬委員会、コーポレート・ガバナンス委員会、内部統制委員会およびリスク管理委員会を任意の機関として設置します。

(2) 取締役会

- ① 役割
- ・取締役会は、企業価値の最大化に向け経営の基本方針等に関する最適な意思決定に務めます。
 - ・意思決定の迅速化のため、取締役会で決議した経営の基本方針に基づく業務執行については取締役・経営役員・担当役員への権限委譲を進め、取締役会は、その業務執行を監督します。
 - ・取締役会は、コーポレート・ガバナンスの維持向上および経営の健全性の観点から、重要な責務の一つとして、社長後継者の指名プロセスを適切に監督します。
- ② 構成
- ・監査等委員を除く取締役の員数は15名以内とします。
 - ・取締役総数のうち、独立社外取締役は3分の1以上とします。
 - ・議長は、コーポレート・ガバナンスにおける執行と監督の分離の観点から、代表取締役会長が務めることを原則とします。ただし、会長が選任されていない場合は、上記観点を基本に議長候補者の実情を勘案して、指名委員会が提案した取締役をもって、取締役会は議長に選任します。

(3) 監査等委員会

- ① 役割
- 監査等委員会は、テルモグループにおける業務の適法、妥当かつ効率的な運営のため、次の事項をはじめ取締役等の職務執行の監査・監督を行います。監査・監督の遂行のため、監査等委員会は直接、内部統制活動において重要な役割を担う内部統制部門に指示・命令することができます。
- ・取締役会への出席、議決権行使および意見陳述
 - ・その他の重要会議への出席、意見陳述
 - ・監査報告の作成
 - ・監査の方針、会社の業務および財産の状況の調査方法、その他監査等委員会の権限の行使に関する事項の決定
- ② 構成
- ・監査等委員である取締役の員数は5名以内とし、その過半数は独立社外取締役とします。
 - ・委員長は、決議により監査等委員の中から選定します。

(4) 指名委員会

- ① 役割
- コーポレート・ガバナンスの観点から、取締役会にとって最重要の責務の一つである社長および会長の後継者人事ならびに取締役・経営役員の選任および解任に関する事項について、取締役会の諮問機関として審議を行います。委員会は、審議の内容を適宜取締役会へ報告します。
- ② 構成
- ・委員会は、取締役の中から取締役会が選任する委員をもって構成し、独立社外取締役を過半数とします。
 - ・委員長は、委員の互選により社外取締役の中から選定します。ただし、委員長に事故があるときは、委員の互選により選定された他の独立社外取締役がこれに代わるものとします。

(5) 報酬委員会

- ① 役割
経営の健全性とコーポレート・ガバナンスの維持向上の観点から、次の事項に関し、取締役会の諮問機関として、審議および助言を行います。委員会は、審議の内容を適宜取締役会へ報告します。ただし、監査等委員の報酬に関する事項については、会社法第361条の規定に反してはならないものとします。
 - ・取締役・経営役員および担当役員の報酬に関する事項（報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針等）
 - ・その他、取締役会から委員会に委嘱された事項、または委員会がその目的の遂行のために必要と認めた事項
- ② 構成
 - ・委員会は、取締役の中から取締役会が選任する委員をもって構成し、その過半数は独立社外取締役、また少なくとも1名は代表取締役とします。
 - ・委員長は、委員の互選により社外取締役の中から選定します。ただし、委員長に事故があるときは、委員の互選により選定された他の独立社外取締役がこれに代わるものとします。

(6) コーポレート・ガバナンス委員会

- ① 役割
経営の健全性とコーポレート・ガバナンスの維持向上の観点から、次の事項に関し、取締役会の諮問機関として、審議および助言を行います。なお、委員会での審議内容は適宜取締役会へ報告します。
 - ・コーポレート・ガバナンスに関する基本的な事項
 - ・コーポレート・ガバナンス体制の構築、整備および運用に関する重要事項
 - ・環境（Environment）・社会（Society）分野における体制整備、持続可能性（Sustainability）のための取組み等、コーポレート・ガバナンスと密接に関連する重要事項
 - ・その他、取締役会から委員会に委嘱された事項、または委員会がその目的の遂行のために必要と認めた事項
- ② 構成
 - ・委員会は、取締役の中から取締役会が選任する委員をもって構成し、その過半数は独立社外取締役、また少なくとも1名は代表取締役とします。
 - ・委員長は、委員の互選により独立社外取締役の中から選定します。ただし、委員長に事故があるときは、委員の互選により選定された他の独立社外取締役がこれに代わるものとします。

(7) 内部統制委員会

- ① 役割
取締役会の下部機関として、当社「内部統制システム整備の基本方針」に基づき、テルモグループの内部統制システムの整備・運用を担います。
- ② 構成
 - ・経営役員または担当役員を兼ねる取締役、チーフリーガルオフィサー、内部監査室長、内部統制室長および委員長が指名する者（内部統制部門・社内関係部門の部門長または部門を担当する役員、および社外の専門家・有識者等の中から選定）で構成します。
 - ・監査等委員は出席し、意見を述べることができます。
 - ・委員長は、代表取締役社長とします。

(8) リスク管理委員会

- ① 役割
取締役会の下部機関として、全社横断的視点のリスク認識・評価・分析および優先度等を踏まえ、テルモグループのリスク管理体制の整備・運用を担います。
- ② 構成
 - ・経営役員または担当役員を兼ねる取締役、チーフリーガルオフィサー、内部監査室長、内部統制室長および委員長が指名する者（内部統制部門・社内関係部門の部門長または部門を担当する役員、および社外の専門家・有識者等の中から選定）で構成します。
 - ・監査等委員は出席し、意見を述べることができます。
 - ・委員長は、代表取締役社長とします。

(9) 取締役の選解任

① 選任方針

取締役候補者の選任にあたっては、取締役会のあるべき姿を踏まえ、各取締役の知見・経験が取締役会における討議・意思決定に必要な要素を幅広く含む構成となるよう、多様性に配慮することとします。社内および社外取締役それぞれについて、特に求める資格要件等を社内規程で定めており、主に次の内容を含みます。

<社内取締役>

- ・ステークホルダーの立場に立った経営判断力と経営監督能力を有すること
- ・人格、識見ともに優れ、高い倫理観を有すること
- ・十分な業績上の裏付けを有すること

<社外取締役>

- ・コーポレート・ガバナンスの向上および経営に寄与できること、ならびに率直な具申ができること
- ・経営経験者、海外事業経験者、医師、または特定専門分野での豊富な経験を有する者
- ・異なる経歴・専門分野、男女など可能な範囲で多様性のある構成を考慮する

<監査等委員である独立社外取締役>

- ・原則として、法曹または会計分野で指導的役割を務めた者、各々1名

② 選解任の手続き

取締役候補者の選任および再任の適否については、恣意性を排し、健全な選任を行うため、指名委員会で審議された上で、取締役会に提案されるものとします。また任期途中であっても、取締役の職務遂行に重大な懸念を生じさせる事態が生じた場合には、指名委員会は取締役会に対し、直ちに必要な措置を行うことを提案することができます。

独立社外取締役の選任にあたっては、「社外取締役の独立性判断基準」の要件を満たすことを条件とします。「社外取締役の独立性判断基準」は、指名委員会で審議の上、取締役会で決定されます。

各取締役は、当社の取締役としての役割を十分に果たすことができるよう、他の上場企業の役員（取締役・監査役等）の兼務は3社を上限とします。

各取締役の選任理由および兼職の状況については、コーポレート・ガバナンス報告書、株主総会参考書類等で開示します。

(10) 社長後継者の人選および育成

取締役会は、社長後継者の人選が取締役会にとって最重要の責務の一つであるという認識のもと、社長後継者の人選および育成プロセスを審議する機関として指名委員会を設置し、その運営状況を監督します。社長後継者の人選および育成プロセスは、社内規程で明確化します。

社長後継者の人選については、社長は就任後一定期間内に、指名委員会に対して、複数の候補者とその育成計画を含めた「継承プラン」を提案します。指名委員会は社内規程で定められたプロセスに従い、後継者の人選を進めます。

加えて、将来的な後継候補者育成の観点から、社長は就任後一定期間内に、指名委員会に対して、次世代幹部となり得る数名を対象とした「次世代幹部育成プラン」を報告し、その後も育成状況を委員会で報告します。

(11) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針

① 方針・構成

中長期的な企業価値向上への動機付けのため、業務執行取締役の報酬の決定においては、「(a) 経営陣の適切なリスクテイク」および「(b) 株主との利益意識の共有」を重視した設定を行います。(a)については固定報酬と業績連動報酬（賞与）の適正なバランスを踏まえた設定を行います。(b)については、譲渡制限付株式を導入しています。

その他の非業務執行取締役の報酬は固定報酬のみで構成されます。

② 目標、各報酬についての考え方

1) 全体構成

業務執行取締役の報酬は、固定報酬、賞与（標準額）および譲渡制限付株式につき、全体に対し各々が占める割合として50%、30%、20%を目安に設計します。また、代表取締役社長CEOを筆頭に、上位者ほど、報酬全体に占める業績連動報酬（賞与）および譲渡制限付株式の構成比が高くなるよう設定します。

2) 各報酬

・固定報酬

職責に応じた堅実な職務遂行を促進することを目的とした報酬であり、取締役の役割と役位に応じて、月額固定報酬として支給します。

・業績連動報酬（賞与）

持続的な成長と各事業年度の業績目標達成への動機付けを強めることを目的とした報酬であり、この目的に合致した業績評価指標を採用します。業績評価指標は、全社・担当部門の財務業績指標および中長期の企業価値向上に資する指標（将来企業価値目標）で構成され、これらの指標に基づき算出した評価係数に役位ごとの標準額を乗じて支給額を算定し、毎年一定の時期に支給します。

・譲渡制限付株式

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるために導入するものです。譲渡制限付株式は毎年一定の時期に割り当て、譲渡制限期間は、長期にわたり株主の皆様との価値共有を図るという趣旨から30年間（または取締役退任時）とします。また、在任期間中に不正行為や法令違反等があった場合は、累積した譲渡制限付株式の全数または一部を無償返還するクローバック条項を設定します。

③ 決定方法

監査等委員を除く取締役の固定報酬、賞与および譲渡制限付株式（株式報酬型ストックオプション）の役位ごとの標準額および制度設計の内容等については、社外取締役が過半数を占め、委員長が社外取締役で構成されている独立性の高い報酬委員会が、取締役会の諮問機関として、社外専門機関調査による他社水準などを考慮しながら審議します。

決定手順は以下のとおりです。

- ・固定報酬：株主総会で承認された取締役の報酬枠の中で、監査等委員以外の取締役については取締役会が決議し、監査等委員である取締役については監査等委員の協議により決定します。
- ・賞与、譲渡制限付株式：上記報酬枠の中で、毎年の業績・経営環境などを考慮しながら、取締役会の決議により決定します。

(12) トレーニング方針

取締役はその責務を十分に果たすため、取締役に求められる役割や法的責務、業務に関わる必要な知識を習得する必要があります。そのため、各取締役が必要な知識を習得・研鑽できるよう、トレーニングの機会を提供します。

・社内取締役

就任時に、取締役の責務等について、法務コンプライアンス部門責任者からの説明の機会を設定するとともに、必要な知識を習得するため、外部研修等の受講を推奨します。就任後は個々人の経験・スキル等に応じ、必要な知識について、外部研修等の受講、書籍の付与等の方法により、継続的に更新する機会を設定します。

・独立社外取締役

会社の事業・組織等に関する必要な知識について、就任時に社内関係部門から説明の機会を設定するとともに、知識の習得・更新が必要な場合には、外部研修等を受講する機会を提供します。

(13) 取締役会の実効性評価

取締役会は、取締役会の実効性のさらなる向上のため、毎年、外部専門家を交えた自己評価等の方法により、取締役会の実効性に関する分析・評価を行い、その結果の概要を開示します。

3. 株主の権利・平等性の確保

(1) 株主の権利の確保

株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮します。

- ・株主名簿や取締役会議事録の閲覧請求、株主総会における株主提案、取締役の違法行為の差し止めおよび株主代表訴訟の提起など、会社法にて少数株主にも認められている権利について、株式取扱規程で権利行使の方法を定めるなどして、その権利行使を円滑に行えるよう努めます。
- ・株主総会終了後、取締役会は株主総会議案の振り返りおよび検証を行います。可決には至ったものの、相当数の反対票が投じられた議案については、反対の理由・反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応について取締役会で審議します。また、これに基づき、株主との対話を行った場合には、その内容について取締役会で報告します。
- ・支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、株主の利益を害する可能性があるとの認識に立ち、取締役会はその必要性・合理性を慎重に検討した上で決議するとともに、決定内容については速やかに開示し、株主・投資家に説明を行います。なお、決議にあたっては、取締役会はステークホルダーの立場に立ち、独立社外取締役の意見・視点等を最大限に踏まえて検討を行います。

(2) 株主総会

株主総会が最高意思決定機関であると同時に、株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行います。

- ・できるだけ多くの株主が出席できるよう、集中日を避けて開催するとともに、開催時間についても、集中する午前の時間帯を避けるようにします。
- ・招集通知は株主総会開催日の約3週間前までに発送します。また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnetや当社ウェブサイトにより電子的に公表します。その他、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供します。
- ・議決権の電子行使を可能とするための議決権電子行使プラットフォームの利用により、円滑な議決権行使の環境作りを行います。また、招集通知の英訳により、外国人株主の実質的な平等性を確保します。

(3) 資本政策の基本的な方針

資本コストを上回る成長投資機会を追求し、企業価値向上を図ります。

事業オペレーション改善などを通じた資産効率の向上と、財務健全性も考慮した適正な資本構成の構築を図りつつ、売上成長・利益率改善に加えて、投下資本利益率(ROIC)および株主資本利益率(ROE)の改善を目指します。

株主還元については、安定的・持続的な向上に努めます。

(4) 政策保有株式

- ・テルモの事業機会創出や企業価値向上を目的とし、他社企業の株式を保有する場合があります。
- ・保有株式については、中長期的な観点から経済合理性・目的を毎年取締役会で検証を行います。保有を継続する銘柄については、有価証券報告書において特定投資株式として開示します。
- ・保有株式の議決権行使にあたっては、テルモおよび投資先企業の企業価値に及ぼす影響を考慮し、賛否の判断を行います。

(5) 企業年金のアセットオーナーとしての機能

当社における企業年金の積立金の運用は、別法人であるテルモ企業年金基金により行われます。

テルモ企業年金基金が運用の専門性を高め、アセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、経理・財務部門および人事部門に所属する資産運用の専門知識を有する者を定期的かつ継続的に配置し、資産運用委員会における審議等を通じ、運用方針の策定や運用結果のモニタリング等を実施し、資産運用の専門性および健全性の向上に努めます。

また、運用方針等の意思決定プロセスにおいては、過半数労働組合の幹部も参画することにより、受益者保護の観点からも健全に管理できる体制をとるとともに、実際の資産運用については、複数の運用機関へ委託し、個別の投資先の選定および議決権行使を各運用機関へ一任することで、恣意性を排除し、企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じない運営を行います。

(6) 関連当事者間の取引

会社や株主共同の利益を害することなく、またそのような懸念を惹起することのないよう、取締役や第三者との取引においては、次のような枠組みを設けます。

・利益相反の恐れがある取引

取締役と会社との間で利益相反の恐れがある取引を行おうとする場合は、会社法等に基づき取締役会の承認を要する旨を取締役会規則において定めています。また、取締役および近親者（その関係会社等を含む）と当社との間における取引の有無を毎年確認します。

・第三者との取引

取締役会が定め、テルモグループの全アソシエイトが遵守する「テルモグループ行動規範」において、取引先・株主等を含めた第三者と取引をする場合における公正性・透明性等の確保を求めます。万一、これに反するような取引を行おうとする場合は、職制を通じた対応・解決を図ることを基本としますが、それが困難な場合には、内部通報等による対応・解決を図ることもできます。

4. 株主以外のステークホルダーとの協働

(1) 行動規範の策定・実践

ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示し、その構成員が従うべき行動原則として、取締役会の決議により「テルモグループ行動規範」を定め、実践します。

行動規範が浸透し、国内外のアソシエイトが行動規範を遵守できるよう、法務コンプライアンス部門が計画的にフォローアップを行います。

また、取締役会は、行動規範がその時々環境に適したものであるよう、行動規範を都度見直し、必要に応じて、取締役会の決議により改訂します。

(2) サステナビリティ

テルモグループは、持続可能な社会の実現と、テルモグループの持続的な成長の両立を目指します。サステナビリティの重要性に鑑み、取締役会の決議により「テルモグループ サステナビリティ基本方針」を定め、実践します。

経営会議の下部委員会として、サステナビリティ委員会を設置し、テルモのサステナビリティ経営に関する方針・計画の策定と活動状況のモニタリングを行い、経営会議および取締役会へ報告します。また、社外のサステナビリティに関する動向を調査し、経営会議および取締役会に報告・提言を行うとともに、サステナビリティ経営に関する方針・計画に反映します。

(3) 社内の多様性の確保

テルモグループは、個の尊重と異文化の相互理解に努め、人種、国籍、性別、宗教、障がい等による差別をせず、人権を尊重します。また、多様なアソシエイトの活躍が、これからの成長エンジンであると考えております。様々な価値観を受容し、お互いの「多様性」を認め合うことで、異なる発想・知恵が混ざり合い、新しい価値を創造する企業を目指します。DE&I推進室を設置し、多様なアソシエイトが自らの力を発揮し活躍できる環境・風土・意識を整えていくとともに、経営トップによるコミットのもと、経営への参画も含め、女性や外国籍アソシエイト等、多様な人財の積極的起用を進めます。

(4) 内部通報

内部通報システムを導入し、法令違反および「テルモグループ行動規範」に反する行為等を早期に把握し、自浄作用の発現に繋がります。内部通報の窓口として、社内事務局に加え、専門分野に応じた社外弁護士を設定し、従業員等の通報者の匿名性を担保するとともに、通報者が通報したことによって不利益を被らないことを保障します。通報内容については、適宜または定期的に、内部統制委員会、取締役会および監査等委員会に報告が行われ、共通課題については、組織間に横展開しながら再発防止、コンプライアンス意識の向上に努めます。内部通報システムが効果を発揮することにより、法令違反、行動規範違反行為が低減し、ひいては企業の持続的成長にも資することになるため、継続的に内部通報の運用拡充に努めます。

5. 適切な情報開示

(1) 情報開示の方針

広く社会から信頼されることを目指し、株主や投資家、お客様をはじめとする皆様に対し、透明性、公平性、継続性を基本に、金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則に則った情報の開示を行うほか、テルモを理解いただくために有効と思われる情報についてもタイムリーかつ積極的な情報開示に努めます。

(2) 対話方針

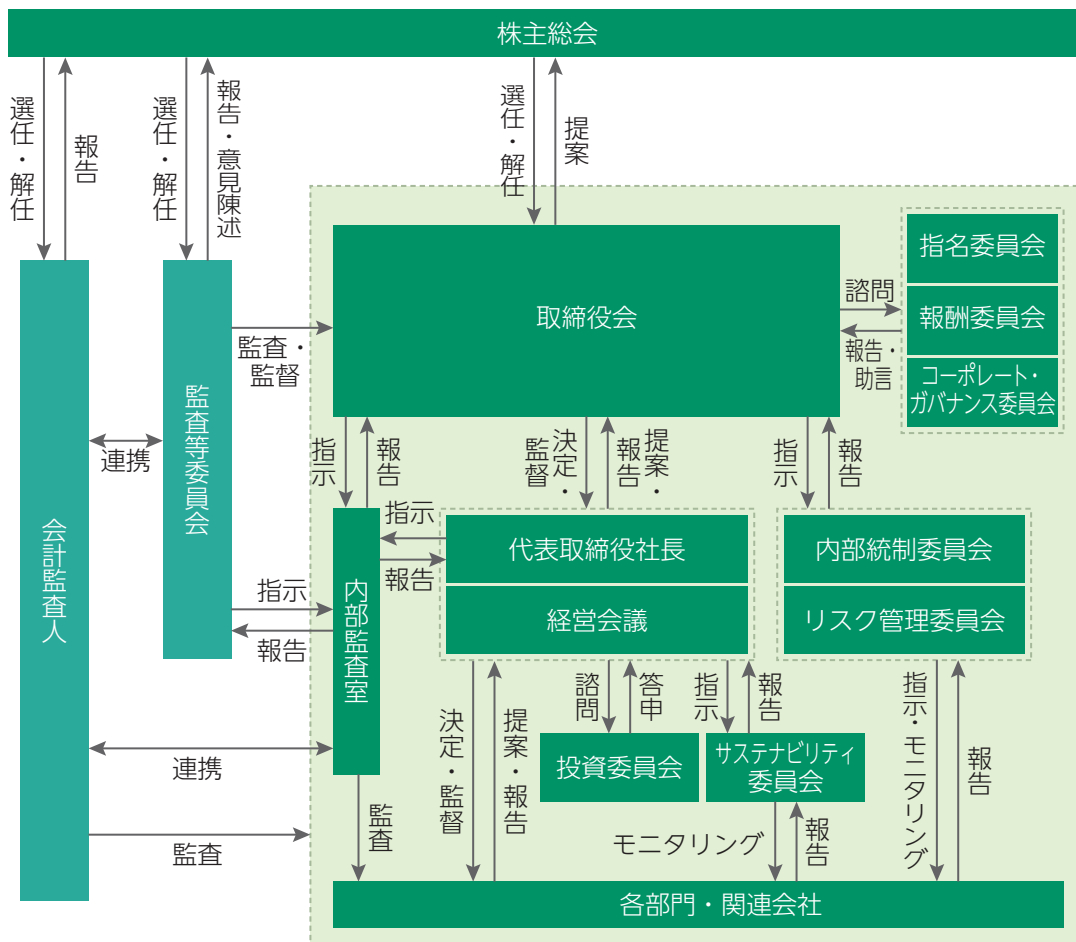
テルモは、株主や投資家との建設的な対話に努めます。情報開示と対話を通じて、企業としての透明性を一層高めていくとともに、ステークホルダーとの信頼関係の構築と維持に努めます。
テルモの情報開示、および株主や投資家の皆様との対話に関する方針を、当社ウェブサイト上で「IR基本方針」として開示します。

以 上

(別紙1)

<コーポレート・ガバナンス体制図>

- ◆監査等委員は取締役として議決権を持つ、取締役会の構成メンバーです。監査等委員会の過半数は社外取締役が占めます。
- ◆監査等委員会は取締役会・取締役の監査・監督機能を担います。



(別紙 2)

社外取締役の独立性判断基準

次の事項に該当する場合には、当社において、独立社外取締役（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役をいう）であるとはいえないものとし、選任の対象候補から除外します。

(1) 当社グループ関係者

- ① 当社またはその子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行取締役、執行役員、監査等委員、監査役、その他の使用人（以下「業務執行取締役等」と総称する）である者
- ② 過去10年間に於いて当社グループの業務執行取締役等であった者

(2) 株主関係

- ① 当社の現在の主要株主（議決権所有割合10%以上をいう。以下同じ）
- ② 上記①が企業である場合には、当該企業またはその親会社もしくは重要な子会社（以下「企業等」と総称する）の業務執行取締役等
- ③ 当社が現在主要株主である企業等の業務執行取締役等

(3) 取引先関係者

以下のいずれかに該当する企業等の業務執行取締役等

- ① 当社グループを主要な取引先とする者（取引先の年間連結総売上高の2%以上が当社グループへの売上である者）
- ② 当社グループの主要な取引先（当社グループが、年間連結総売上収益の2%以上の支払いを行った者）
- ③ 当社グループから一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付または助成を受けている組織（例えば、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）

(4) 人事交流先関係者

当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている企業等の業務執行取締役等

(5) 主要借入先関係者

当社グループが借り入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社の連結総資産の2%を超える場合の借入先の企業等の業務執行取締役等

(6) 外部専門家等

以下のいずれかに該当する者

- ① 現在当社グループの会計監査人もしくは会計参与である公認会計士、または監査法人のパートナーもしくは社員
- ② 当社グループの会計監査人もしくは会計参与である公認会計士、または監査法人のパートナーもしくは社員であって、当社グループの監査業務を実際に担当していた者
- ③ 上記①②に該当しない弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社グループから、過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
- ④ 上記①②に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファーム（過去3事業年度の平均で、その連結総売上高の2%以上が当社グループへの売上であるファーム）のパートナー、アソシエイトまたは社員である者

(7) 近親者

近親者（配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族をいう）が上記(1)から(6)までのいずれかに該当する者

(8) 過去の該当者

過去5年間ににおいて上記(2)に該当していた、および、過去3年間ににおいて上記(3)から(6)までのいずれかに該当していた者

(9) その他

上記(1)から(8)には該当しないが、それ以外の事情により、実質的な利益相反が生じるおそれがある者

以 上

(別紙3)

テルモ IR基本方針

1. 基本方針

テルモは、広く社会から信頼されることを目指し、株主や投資家をはじめとするステークホルダーの皆様に対し、透明性、公平性、継続性を基本に、金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則に則った情報の開示を行うほか、当社を理解いただくために有効と思われる情報についても適時かつ積極的な情報開示に努めます。また、株主や投資家の皆様との建設的な対話に努めます。このような情報開示と対話により、企業としての透明性を一層高めていくとともに、ステークホルダーの皆様との信頼関係の構築と維持に努めます。

2. 情報開示の方法

東京証券取引所の適時開示情報システム（TDnet）をはじめ、ニュースリリースの配信や当社ホームページへの掲載などを通じて、適時かつ適切に情報開示し、内容が広くステークホルダーの皆様にも届くよう努めます。

3. 業績予想および将来の予測に関する事項

テルモが開示する情報のうち、業績予想ならびに将来予測は、現時点で入手可能な限られた情報に基づき、当社で判断した予想であり、潜在的なリスクや不確実性が含まれています。そのため様々な要因により、実際の業績等が変動する可能性があることをご承知おきください。実際の業績に影響を与えうる重要な要素には、当社の事業領域を取り巻く経済情勢、為替レートの変動、競争状況などがあります。

4. 株主・投資家の皆様との対話に関する方針

(1) 株主との対話全般に関して統括を行う経営陣または取締役の指定

テルモでは、当社株主および機関投資家・個人投資家との対話に際し、情報開示の一貫性・統一性を維持し、対話を円滑に推進するため、取締役会において対話全般を統括する役員を選任しています。

(2) 対話を補助する社内の有機的な連携のための方策

迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう、社内体制の整備・充実を図っています。特に、経営に重大な影響を及ぼす可能性のある企業情報の開示については、内部統制委員会の専門部会として、IR室、広報室、経営企画室、秘書室、内部統制室、および法務室の各室長をメンバーとするディスクロージャー部会が審議を担当し、法令等の遵守の徹底とともに一貫性、統一性を持った情報開示に努めています。その他、事業部門と情報開示担当部門との定期的なミーティングを随時実施し、開示情報の充実ならびに精度の向上に努めています。

(3) 個別面談以外の対話の手段の充実に係る取り組み

当社に対する理解を深めて頂くため、機関投資家向け事業戦略説明会、工場見学会、株主向け施設見学会等を開催しています。また、自社主催の説明会・見学会に加えて、証券会社が主催する国内外のカンファレンス、個人投資家向け説明会等に参加し、投資家との対話手段の充実に努めています。また、情報を適時かつ適切に開示し、広く株主・投資家の皆様にお届けするため、決算説明会資料をはじめとする各種資料を当社ホームページに掲載しています。

(4) 適切かつ効果的なフィードバックのための方策

株主、投資家、アナリストとのミーティング等を通じて得た評価・意見を定期的に取り纏め、経営陣に共有しています。また、取締役会において、社長もしくは対話を統括する役員が海外機関投資家訪問の報告を行うなど、経営陣が資本市場からの評価を把握する場を設けています。

(5) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

投資家との対話は、原則として社長、対話を統括する役員、情報開示部門の責任者ならびに担当者が行うものとします。上記以外の役職員が株主、機関投資家、個人投資家との対話を行う場合には、対話を統括する役員、情報開示部門の責任者、担当者いずれかが同席するものとします。また、対話の場には必ず複数名が出席することで、不正な情報漏洩等の防止に努めています。

決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するために沈黙期間を設けています。原則として、本決算、四半期決算ともに決算発表日の4週間前から決算発表日までを沈黙期間とし、決算に関するコメントや質問に対する回答は差し控えています。

以 上

備 考

この事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てた概数にて表示しております。ただし、基本的1株当たり当期利益および億円単位ならびに各比率の表示については、表示単位未満の端数を四捨五入した概数にて表示しており、合計が100%にならない場合があります。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2022年度末現在 2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産	
流動資産	
現金及び現金同等物	187,322
営業債権及びその他の債権	150,635
その他の金融資産	106
棚卸資産	249,618
未収法人所得税等	2,920
その他の流動資産	20,793
流動資産合計	611,396
非流動資産	
有形固定資産	370,869
のれん及び無形資産	538,210
持分法で会計処理されている投資	3,680
その他の金融資産	34,421
繰延税金資産	20,458
その他の非流動資産	23,187
非流動資産合計	990,829
資産合計	1,602,225

科 目	金 額
負債	
流動負債	
営業債務及びその他の債務	97,736
社債及び借入金	11,223
その他の金融負債	7,597
未払法人所得税等	23,563
引当金	329
その他の流動負債	77,551
流動負債合計	218,001
非流動負債	
社債及び借入金	220,714
その他の金融負債	29,639
繰延税金負債	8,870
退職給付に係る負債	4,703
引当金	127
その他の非流動負債	9,106
非流動負債合計	273,161
負債合計	491,162
資本	
資本金	38,716
資本剰余金	51,759
自己株式	△11,539
利益剰余金	874,272
その他の資本の構成要素	157,855
親会社の所有者に帰属する持分合計	1,111,063
資本合計	1,111,063
負債及び資本合計	1,602,225

連結損益計算書 (2022年度 2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上収益	820,209
売上原価	402,839
売上総利益	417,369
販売費及び一般管理費	299,861
その他の収益	9,959
その他の費用	10,134
営業利益	117,332
金融収益	2,649
金融費用	4,016
持分法による投資損益（△は損失）	171
税引前利益	116,137
法人所得税費用	26,811
当期利益	89,325
当期利益の帰属	
親会社の所有者	89,325
当期利益	89,325

計算書類

貸借対照表 (2022年度末現在 2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	375,812
現金及び預金	91,483
受取手形	85
売掛金	108,385
商品及び製品	50,166
仕掛品	13,101
原材料及び貯蔵品	15,261
前払費用	3,395
短期貸付金	74,455
その他	19,996
貸倒引当金	△519
固定資産	955,886
有形固定資産	100,696
建物	34,644
構築物	1,524
機械及び装置	22,914
車両運搬具	84
工具、器具及び備品	8,267
土地	18,664
リース資産	212
建設仮勘定	14,383
無形固定資産	27,856
借地権	768
ソフトウェア	26,700
のれん	20
顧客関連資産	35
その他	331
投資その他の資産	827,333
投資有価証券	5,755
関係会社株式	674,710
関係会社出資金	21,675
関係会社長期貸付金	99,208
長期前払費用	3,505
繰延税金資産	10,250
その他	12,227
資産合計	1,331,699

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	355,676
支払手形	624
買掛金	51,225
電子記録債務	11,716
短期借入金	231,090
1年内償還予定の社債	10,000
リース債務	98
未払金	18,314
未払費用	4,948
未払法人税等	14,540
預り金	310
賞与引当金	5,646
役員賞与引当金	132
設備関係支払手形及び未払金	4,587
その他	2,442
固定負債	210,398
社債	20,000
長期借入金	189,858
リース債務	113
長期預り保証金	427
負債合計	566,075
純資産の部	
株主資本	763,551
資本金	38,716
資本剰余金	52,103
資本準備金	52,103
利益剰余金	684,271
利益準備金	3,297
その他利益剰余金	680,974
圧縮記帳積立金	425
別途積立金	82,900
繰越利益剰余金	597,648
自己株式	△11,539
評価・換算差額等	1,409
その他有価証券評価差額金	1,409
新株予約権	662
純資産合計	765,623
負債純資産合計	1,331,699

損益計算書 (2022年度 2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		375,006
売上原価		216,318
売上総利益		158,687
販売費及び一般管理費		90,895
営業利益		67,792
営業外収益		30,031
受取利息	4,917	
受取配当金	19,866	
受取ロイヤリティー	3,690	
為替差益	342	
その他	1,215	
営業外費用		6,771
支払利息	6,716	
その他	54	
経常利益		91,052
特別利益		8,827
固定資産売却益	184	
投資有価証券売却益	4,787	
事業等譲渡益	3,855	
特別損失		204
固定資産処分損	204	
税引前当期純利益		99,674
法人税等合計		20,696
法人税、住民税及び事業税	20,544	
法人税等調整額	152	
当期純利益		78,978

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

テルモ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指 定 有 限 責 任 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 小 山 秀 明
指 定 有 限 責 任 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 渡 辺 雄 一
指 定 有 限 責 任 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 松 尾 洋 孝

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、テルモ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、テルモ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

テルモ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小山 秀 明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渡 辺 雄 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松 尾 洋 孝

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、テルモ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第108期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）、リスク管理体制及び、中長期成長戦略の策定、運用及び進捗の状況について、取締役及び使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議等に出席して意思決定の過程及び内容を確認し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、随時質問及び意見を述べるとともに、主要な決裁書類その他の重要な書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所の業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けるとともに、一部子会社への往査やWEB会議を通じ、監査を実施しました。また、内部監査室とは、事前に監査計画の協議を行い、国内外の内部監査部門が実施した内部監査の結果及びその改善状況について、適宜報告を受けるとともに、意見を表明しました。

②「会社の支配に関する基本方針」については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえその内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については指摘すべき事項はなく、その整備及び運用についても、継続的な改善が図られているものと認めます。

④事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月23日

テ ル モ 株 式 会 社 監査等委員会

取締役 常勤監査等委員 柴 崎 崇 紀 ㊟

社外取締役 監査等委員 中 村 雅 一 ㊟

社外取締役 監査等委員 宇 野 総一郎 ㊟

以 上

株主総会 会場のご案内



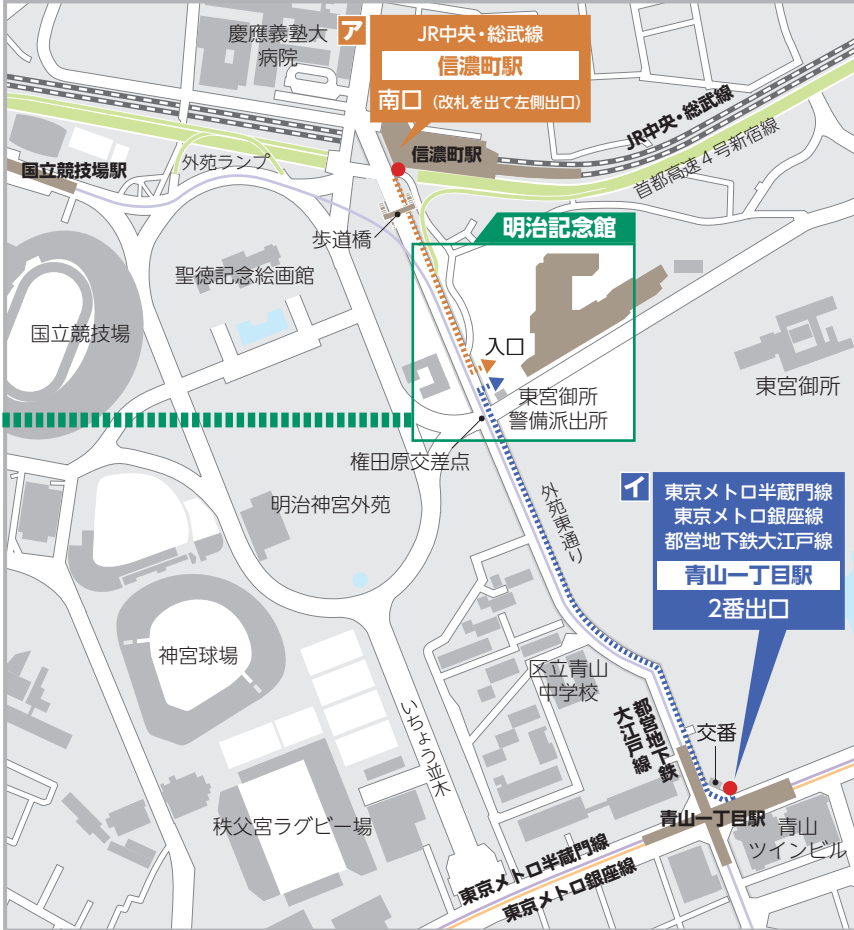
明治記念館
正面玄関
駐車場
入口
権田原交差点
東宮御所警備派出所



■ 会 場
明治記念館 2階「富士の間」
東京都港区元赤坂 2-2-23
TEL 03-3403-1171 (大代表)

■ 日 時

2023年6月27日 (火曜日)
午後2時 (受付開始 午後1時)



慶應義塾大 病院
JR中央・総武線
信濃町駅
南口 (改札を出て左側出口)
信濃町駅
JR中央・総武線
首都高速4号新宿線
明治記念館
入口
東宮御所 警備派出所
権田原交差点
外苑東通り
明治神宮外苑
神宮球場
秩父宮ラグビー場
区立青山 中学校
大江戸線
都営地下鉄
交番
青山一丁目駅
青山 ツインビル
東京メトロ半蔵門線
東京メトロ銀座線
都営地下鉄大江戸線
青山一丁目駅
2番出口

交通のご案内 (アクセス)

ア JR中央・総武線
信濃町駅
南口 徒歩4分

イ 東京メトロ半蔵門線・銀座線、都営地下鉄大江戸線
青山一丁目駅
2番出口 徒歩8分



テルモ株式会社
〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷2-44-1
www.terumo.co.jp

